

個人情報保護の私法的基礎に関する 序論的考察（４・完）

——財産権と人格権の交錯する領域における理論的課題——

山 田 希*

目 次

- I. はじめに
 - 1. 問題の所在
 - 2. 個人情報保護法の規律の概要
 - 3. 本稿の視点 (以上、409号)
- II. 個人情報保護法の実体規律と運用課題
 - 1. 利用目的中心主義の構造と限界
 - 2. ライフサイクル４段階の私法的含意
 - 3. 同意メカニズム５場面のリスク分析
 - 4. 本人請求権と救済スキーム
 - 5. 日本型モデルの強みと課題 (以上、419号)
- III. 個人データ保護の比較法的基礎
 - 1. GDPRの制度設計と基本原則
 - 2. 同意モデルの相対化と正当利益
 - 3. 救済と執行
 - 4. データの帰属をめぐる議論の展開
 - 5. 個人データの法的性格をめぐる議論
 - 6. アメリカ法におけるフィデューシャリー・アプローチ
 - 7. 比較法的考察から得られる示唆 (以上、425号)
- IV. 個人データをめぐる関係的法律関係
 - 1. 本章の課題と方法
 - 2. 「帰属＋支配」モデルの相対化と保護法益の再構成

* やまだ・のぞみ 立命館大学法学部教授

3. 関係的法律関係の規範構造

4. 関係的法律関係の体系的位置づけ

V. 結 語

(以上、本号)

IV. 個人データをめぐる関係的法律関係

1. 本章の課題と方法

(1) 前章までの考察と本章の出発点

前章では、GDPR の制度設計、EU 法・フランス法におけるデータの帰属論、フランス法における個人データの法的性格論、およびアメリカ法における情報受託者論とその立法的帰結を検討した。そこで明らかになったのは、次の諸点である。第 1 に、排他的支配を基調とする法的構成は、個人データの規律には理論的に適合しない。第 2 に、GDPR、データ法および ADPPA (法案) は、排他的支配とは異なる規律論理を採用するに至っている。第 3 に、ただしこうした規律論理の転換は、排他的支配の枠組みを全面的に置き換えるものではなく、その内部に浸透する形で進行している。

このようにみると、個人データ保護の私法的基礎づけを検討するにあたっては、いくつかの課題が浮かび上がってくる。それは、① 同意の役割を再検討すること、② 権利から義務への規律の重心移動を踏まえた理論的基礎を構築すること、③ 多元的な法的関係を捉える枠組みを構想すること、である (詳細は前章第 7 節(2)参照)。いずれも制度の規律構造にかかわるが、その背後には、より根本的な問いが伏在している。すなわち、個人データに対する権利が究極的に保護しようとしているのは、特定の主体に帰属する「価値」であるのか、それとも、主体が他者との関係の中で維持している「存在のあり方」であるのか、という問いである。筆者は、別稿 (以下、同稿を「救済構造論稿」という。) において、人格権法の保護法益を主体の「存在様式」として把握したが¹⁾、本章では、これを個人データの保護という問題領域に敷衍し、この問いに対する応答を試みたい。

（２）日本法の学説的到達点

ア 憲法学における議論の動向

個人データ保護の法理論的基礎に関しては、日本の憲法学において、自己情報コントロール権論を中心に活発な議論が展開されてきた。近年とくに注目されるのは、論者の問題関心や理論構成は異なるものの、自己決定や同意を絶対視する立場から離れ、データ取扱いの客観的適正性をいかに確保するかに関心が移りつつある点である。これらの議論は、主として对国家関係における情報プライバシー権を対象とし、私人間関係の私法的基礎づけを直接論じるものではないが、この重心移動は、私人間関係における個人データ保護を考えるうえでも手がかりとなる。以下では、いずれも同意の絶対視から距離を置きつつ異なる構成をとる三者（音無知展、曾我部真裕、山本龍彦）の議論を確認する²⁾。

自己情報コントロール権説は、佐藤幸治の提唱以来、プライバシー権をめぐる憲法学説の通説を形成してきた。この通説的理解を最も体系的に相対化するのが、音無知展である。音無は、自己情報コントロール権説が自己決定ないし同意を権利の中核に据える点を、行為規範論の観点から批判する。自己決定を中核とする立場を徹底すれば、災害救助・医療・教育の現場などでも本人の同意が要請されて不都合が生じたり、公務員等の不祥事に関する情報提供が控えられたりといった過剰反応を生むが、かといって、対抗利益を尊重して例外的正当化の余地を広く認めれば、原則と例外が逆転し、行為規範として機能し難くなる、というのである³⁾。

そこで音無は、自己情報に関する権利を、本人が情報の取扱いをコントロールする権利から「適正な自己情報の取扱いを受ける権利」へと転換すべきだと主張する（１－２頁）。この権利を具体化するにあたり、理念モデルとして参照されるのは、憲法31条の適正手続を受ける権利である（194-204頁）。適正手続モデルを自己情報の領域に応用して、権利の内容を「個々の自己情報の取扱い自体の適正さ」と「その適正さを担保するための措置（適正取扱い担保措置）」という２つの要素に区分し、両者の間に相対的な連動

関係を認める (206-213頁)。権利侵害の成否を分かち主たる基準は、本人の同意の有無ではなく、情報の収集・利用・提供等の客観的な適正さに求められ、情報主体の利益と国家側 (公的機関) の利益との衡量がこの判断に内在化される (205頁)。

この転換に伴い、自己情報に関する権利の保障根拠は、次の2つに整理される。すなわち、自己の情報を用いた不利益な取扱いの危険から個人を守る「手段的な個人情報保護」と、少なくともその一部について象徴的敬意を欠き、または倫理性を否定する自己情報の取扱いそのものから個人を守る「固有的な個人情報保護」である (238-239頁)。その一方で、同意は、取扱いの適正性を基礎づける中核的要素の地位から退く。客観的基準に照らして適正な取扱いは同意なしに認められ、同意は、標準的に適正な取扱いを超えて例外的に適正と評価しうる取扱いを許容するための、限定的な要件にとどまる (213-215頁)⁴⁾。

これに対し、曾我部真裕は、自己情報コントロール権という名称がミスリーディングであるとして、EU 基本権憲章 8 条 1 項にならい、「個人情報の保護を求める権利」(droit à la protection des données à caractère personnel) と呼ぶことを提案する⁵⁾。自己決定や同意——情報を能動的にコントロールする契機——は個人情報保護の本質的要素ではなく、社会通念上不当な取扱いおよびそれに起因する不利益を防止するための手段にとどまるとの理解による。実定法上も、個人情報保護法 (以下、「個情法」という。) のみならず、より厳格な保護を志向する GDPR においてさえ、同意なき個人情報の取扱いが相当な範囲で許容されており、自己決定・同意は貫徹されていない、という。

こうした問題意識から、曾我部はプライバシー権の構造を次のように明示化する⁶⁾。すなわち、政府機関による個人情報の取扱いは原則として禁じられ、利用目的との関係で比例性を保つ場合にのみ正当化される。これに加え、比例原則からの逸脱を防止するための保護措置として、開示・訂正・利用停止等の本人関与と、漏えい防止のためのセキュリティ確保等の技術

的・組織的・人的措置とが要求される。権利侵害の成否判断に利益衡量を内在化させる音無説とは異なり、以上のような伝統的な制約・正当化図式を維持して、これに客観法的な保護措置を組み込み、プライバシー権の構成要素とする点に特色がある。曾我部はまた、データ保護法制をめぐる以上の議論とは別に、フランス法を素材として「自己像の同一性に対する権利」を提唱している⁷⁾。これは、自己像の歪曲（今日で言えばディープフェイクやなりすまし等によるもの）から個人を保護しようとする構想であり、本稿が後に「存在のあり方」の保護の一側面として論じる人格的同一性の維持の問題に接続する。

音無・曾我部とは少しく異なる立場をとるのが、山本龍彦である。山本は、自己情報コントロール権説を名称ごと維持し、その「構造論的転回」によって拡充を図る⁸⁾。山本によれば、プライバシー権論は、私生活秘匿権を中核とする第１期から、「情報論的転回」を経て自己情報コントロール権を軸とする第２期へと展開し⁹⁾、1990年代後半以降には、IoT・クラウド・AI等の発展により情報管理のシステム構造・アーキテクチャ自体の堅牢性が決定的に重要となる第３期へと移行する。

山本の第３期プライバシー権論は、第２期の自己決定的要素を継承しつつも、自己決定を実効化するシステム構造・アーキテクチャの重要性を前景化することに核心がある。これに伴い、自己情報コントロール権の保障根拠は、佐藤幸治がフリードに依拠して提示した「親密な人間関係」という一元的基礎づけから、民主主義・批判的公共空間の維持、仮想空間における移動の自由、身体的自由、内心の自由、人間の尊厳といった多元的な基礎づけへと拡張される¹⁰⁾。

山本説の特色は、音無・曾我部が示した客観的適正性への重心移動を、権利概念の放棄ではなくその再構成によって受け止める点にある。音無が「適正な自己情報の取扱いを受ける権利」への転換を説き、曾我部が自己情報コントロール権の基本権としての地位そのものに疑問を呈するのに対し、山本は、自己情報コントロール権の名称と自己決定的要素を維持したまま、客

観的適正性の要請をその権利の内部に取り込もうとする¹¹⁾。具体的には、自己決定を実効化するシステム構造・アーキテクチャの堅牢性を、権利の「客観法的側面」とするのである。曾我部が投げかけた同意の有効性への疑問に対しても、山本は、現在の決定環境——本人が同意する際の情報提示や選択肢の設計——のもとで同意が形骸化しているとしても、それは情報管理者側にデータ収集量を最大化するために決定環境を複雑化する誘因が働いた結果であって、同意の形骸化は権利概念そのものの欠陥を示すものではなく、問題はむしろ決定環境の側にあるとして、立法府にその整備を求めることこそが、この権利の客観法的側面の要請であると反論する¹²⁾。

以上の三者は、自己情報コントロール権の維持・放棄・転換という理論選択においては分かれるが、同意の絶対視を離れて客観的適正性の確保へと重心を移す点では一致する。この重心移動は、前章の比較法的検討から導かれた認識と符合する。すなわち、処理の適法性は、主体の一回的な意思決定ではなく、取扱いの客観的な適正性によって基礎づけられるのである。行政法・情報法の領域においても、高木浩光が、個情法の目的は自己情報コントロール権の実現ではなく、個人データの処理から個人を保護することにあると説得的に論じており¹³⁾、同意中心主義の相対化という動きは法分野を越えて進行しつつある。

もっとも、これらの議論には、本稿の主題からみて、射程上の制約がある。三者はいずれも、対国家関係における憲法上の情報プライバシー権を分析の対象としており、私人間関係における個人データ保護の理論的基礎づけを正面の課題としていない。しかし、本稿は、三者に共通する認識を、私人間関係においても個人データ保護の基礎を構想するうえでの前提とする。同意中心主義の限界は、対国家関係に固有のものではなく、個人データの処理それ自体の性格に由来するものであり、私人間関係にも等しく妥当するからである。

イ 私人間関係における議論の状況

私法学においては、個人データ保護の私法的基礎づけをめぐって、「同意」の法的性質の解明や、信頼の法理に基づき法が規範として保護する当事者間の期待のあり方を中心に検討されてきた¹⁴⁾。ここでは、それぞれを代表する先行研究として、個人情報の取得・第三者提供における「同意」の私法的性質を正面から問題化した米村滋人と、判例法理を「自律」と「信頼」の２つの観点から体系的に再構成した斉藤邦史の議論を確認する。

公法的観点からの検討が大半を占めていた当時、米村は、個情法が行政規制法として位置づけられ、個人情報をめぐる私法的法律関係がほとんど規律されてこなかったとの認識から、本人の「同意」の解明を重要な課題として取り上げた¹⁵⁾。その分析の起点は、個情法における「同意」の規範構造の確認にある。同法の17条・23条（2015年改正法）は「取得してはならない」「提供してはならない」という禁止規範の形式をとっており、「同意」はこの規範の適用を排除する要件として機能しているが（330-331頁）、それが要求される法的根拠は、同法上は必ずしも明確でない（332頁）。

米村は、この点に着目し、「同意」の私法的性質は、私法上の「自己情報コントロール権」を肯定するか否かによって大きく異なるとする（334頁）。これを肯定する立場では、「同意」は、民事実体法レベルで他者の情報利用を正当化し、権利関係を創設・変更する法律行為と性質決定される（333-334頁）。この場合、同意に付された利用目的等の制限が、無断で転々流通した先の第三者に対しても主張できるものでなければ「コントロール権」としての存在意義は失われる。したがって、同意は、物権的効力を有する利用権設定行為ないし権利移転行為と構成されることになる（335頁）。これに対して、自己情報コントロール権を否定し、個人情報の公共財的性格を強調して排他的支配権を認めない立場をとる場合には、「同意」を一般的要件とすること自体が私法的には正当化されない。第三者提供については、情報の秘匿性がある程度高い場合に限りプライバシー権侵害が認められ、その「同意」は、債権的利用権設定行為（利用許諾）と構成されるにとどまる

(337-338頁)。

以上の分析は、「同意」の法的性質が、「自己情報コントロール権」を肯定するか否かという前提問題に大きく依存することを示す。米村自身、いずれの立場をとっても「私法的な法律関係には不明確性があまりにも大きく、その点を精緻に法律構成する必要がある」と総括している(338頁)。ただし、いずれの構成でも、「同意」は本人が他者に自己情報の利用を認める行為と解される点で共通し、その違いは、設定される権利が第三者にも対抗できる物権的なものか、当事者間にとどまる債権的なものかにある。情報の利用を誰にどこまで許すかを本人がコントロールするという発想——個人情報をも本人に帰属する客体とし、その支配のもとに置く枠組み——は、債権的構成においても保たれている。

これに対し、斉藤邦史は、私人間における保護法益としてのプライバシーを「自己情報コントロール権」として理解することに対する民法学からの根強い批判を受け止め、とりわけ「プライバシーに係る情報」の保護を、当事者間の信頼関係に基づく「合理的な期待」の保護として再定位する立場を打ち出した¹⁶⁾。この立場のもとでは、判例における「プライバシーに属する情報」と「プライバシーに係る情報」という表現の使い分けは、「自律としてのプライバシー」と「信頼としてのプライバシー」という2つの系列として定式化される¹⁷⁾。

こうした信頼の法理を踏まえて、斉藤は、個情法の本人関与規定(開示・訂正・利用停止等の請求権)の民事的効力につき、信義則を媒介とする独自の理論的基礎づけを提示する。たとえば、開示の求めの法的性質は、不法行為の特則としてではなく、また契約上の付随義務としてでもなく、「本人と個人情報取扱事業者との社会的接触関係において生じる信義則に基づく紛争解決促進協力義務を、立法により類型的・拡張的に具体化したもの」と把握される¹⁸⁾。ここでの信義則は、個別の事案ごとに事後的な利益調整を行う一般条項ではなく、社会的接触関係からあらかじめ生じる規範的期待を、類型的に画する基準である。

齊藤は、近時、この構想をさらに発展させている。すなわち、早稲田大学江沢民国家主席講演会名簿提出事件判決¹⁹⁾（以下、「江沢民事件判決」という。）の示した「情報の適切な管理についての合理的な期待」には、情報管理の背景に応じた定型的な期待（個人情報保護法やプライバシーポリシーの遵守等）のみならず、当事者間における個別的なコミュニケーションに基づく期待も含まれるとし、情報を第三者に開示・公表しなくとも、当初の目的を離れてこれを利用することは、この期待の侵害にあたりうるとする²⁰⁾。

齊藤が、判例法理を「信頼」概念によって再構成し、信義則を媒介として規範構造に接続したことは、個人データの取扱いを私法上の法律関係として捉えるうえで、裨益するところ大である。もっとも、現代的なデータ取扱いの全体を基礎づける構成としては、なお検討を要する点もある。第１に、齊藤の構想は、人格的自律の保護を中核とし、信頼を介した保護をその「外延」に補完的に位置づけるものである。近時の論考でも、人格権に基づく救済（特定の救済）は物権的請求権を範型とする侵害排除・予防請求権にとどまり、情報開示等の救済は契約またはそれに付随する信義則によって基礎づける必要があるとする²¹⁾。そのため、データの取扱いそのものを統制する救済は、人格権の保護では捉えきれず、もっぱら契約・信義則による基礎づけに委ねられることになる。第２に、信義則を媒介とした規範的期待の具体化は、特定の関係類型における内在的規範を導き出す点で有効であるが、管理者の義務の内容を事前に明確化する機能には限界がある。第３に、信義則による保護は当事者間の社会的接触関係の存在を基盤とするため、そのような関係が成立しない場面——データの転々流通や、本人の関知しないところでの取得等——には及びにくい。

米村と齊藤は、ここまで見てきたように、対照的な道筋で私法的基礎づけを模索している。米村が「同意」の法的性質の分析を手がかりに私法的法律関係の構造を問うのは、意思から権利義務を導く近代私法の伝統に沿うものであり、齊藤が当事者間の信頼・合理的期待から義務を導くのは、既存の法律関係ないし社会的接触関係を前提として規範を補充する信義則論

を、個人データ保護の領域に展開するものである。両説はいずれも、この課題の解決に重要な手がかりを与えるが、その一方で、個人データが継続的に取り扱われる過程の全体を、一個の包括的な法律関係として把握する枠組みを提示するには至っていない。

(3) 課題の設定と方法

本章の課題は、これらの先行研究の到達点を踏まえつつ、個人データをめぐる私人間の法律関係を包括的に把握する理論的枠組みを提示し、その構成が日本法の解釈・適用にどのような意義を有するかを明らかにすることにある。以下では、まず第2節において、保護法益を再構成し、それが近代私法における「帰属＋支配」モデルの相対化を含意することを論じる。続く第3節では、この保護法益に対応する法律関係を定式化し、日本法の具体的規定に即してその規範構造を解明する。さらに第4節では、客観法原理と主観的権利の連関や近時の「人の法」論を手がかりに、関係的法律関係を既存の民法体系の中に位置づけ、その理論的意義を示す。

2. 「帰属＋支配」モデルの相対化と保護法益の再構成

個人データをめぐる私法上の議論は、それが誰に帰属し、主体がこれをいかに支配しうるかという問いを軸として展開してきた。斉藤は、信頼・合理的期待論によって、すでにこの支配の発想を相対化する試みに踏み出していたが、なお人格的自律を構想の核心に据えており、また米村・斉藤のいずれも、先に見たように、取扱いの全体を一つの法律関係として束ねるには至っていない。そうであるとすれば、問いの立て方そのものを疑うことから始めなければならない。本節では、この作業を通じて、個人データの保護法益を再構成することを課題とする。

（１）近代私法における「帰属＋支配」モデルとその限界

近代私法においては、財の帰属は、主体が客体を排他的に支配するという論理によって基礎づけられてきた。本款では、まずこの「帰属＋支配」モデルの基本構造を確認したうえで、個人データの性質に照らして、その規律原理としての射程の限界を明らかにする。

ア 「帰属＋支配」モデルの基本構造

近代私法における財の帰属は、主体が客体を排他的に支配するという論理のもとで規律されてきた。川島武宜が整理したように、所有権の実用法学上の概念は、サヴィニー以来、「物に対する排他的な包括的支配権」として構成されてきた²²⁾。主体は客体を自由に使用・収益・処分する権限を有し、他のすべての者はこの支配を尊重する義務を負う（民法206条参照）。債権関係においても、財の移転は当事者の意思に基づく処分行為として把握され、意思自治がこの帰属の論理を貫く原理として機能する。

このモデルの特質は、川島が近代的所有権の分析において明らかにした「私的モメントと社会的モメントの分裂」という視角から、より鮮明に理解される²³⁾。近代的所有権においては、物に対する人の支配（私的モメント）と、人と人との社会的関係（社会的モメント）とが分裂し、前者は「所有権」として、後者は「契約」として、それぞれ独立の現象型態をとる。この分裂の帰結として、所有権がその社会的な基盤——人間相互の関係——から切り離され、もっぱら物に対する抽象的な支配権として現れる²⁴⁾。そして、近代私法は、抽象的支配権としての私的所有権、意思に基づく処分としての契約、権利主体としての人格を、その「３つの基本的カテゴリー」とする²⁵⁾。

以上の構造を整理すれば、「帰属＋支配」モデルのもとでは、財に対する権利をめぐる法的問題は、次の２段階で処理される。まず当該財が誰に帰属するかを確定し（帰属の確定）、次いで帰属者がその財に対していかなる排他的支配権を有するかを画定する（支配の画定）。権利の「侵害」は排他的支配への無権限な干渉であり、救済は支配の回復ないし価値の填補とし

て構成される。このモデルは、物理的な排他性を備えた有体物を基本的な対象として想定しており、一物一権主義、公示原則、物権の排他性といった物権法の基本原理が、その制度的裏付けを提供してきた。

イ 個人データへの適用とその限界

個人データの法的規律を「帰属＋支配」モデルに即して構成する場合には、前章で検討したように、帰属の根拠の置き方に応じて、人格権説と所有権説の2つの立場が成り立ちうる。人格権説は、個人データを人格的利益の客体として主体に帰属させ、その秘匿・開示についての排他的決定権を基礎づける。所有権説は、これを財産的価値の客体として主体に帰属させ、その排他的支配権を觀念する。マソンが指摘したように、両者はその対立にもかかわらず、「所有的個人主義」(individualisme possessif) という共通の前提に立脚する²⁶⁾。日本法において通説的地位を占めてきた「自己情報コントロール権」もまた、主体が自己の情報を客体として排他的に支配するという点で、この前提を共有する。

これらの構成は、川島のいう「私的モメントと社会的モメントの分裂」を、個人データの領域において再現するものと理解できる。所有権説は、個人データに対する主体の支配を「処分の自由」として、人格権説はこれを「排他的決定」として、それぞれ私的モメント（人と物との関係）に還元し、データの取扱いが主体の社会関係に及ぼす影響（社会的モメント）を権利構成の外部に置く。

しかし、このモデルが個人データの規律に適合しないことは、前章でみた GDPR の規律構造のみならず、個人データの性質そのものに照らしても明らかである。その理由は、以下の諸点にある。第1に、非排他性である。個人データは物理的な排他性を持たず、複数の主体が同時に同一のデータを保有・利用できる。排他的支配の前提となる一物一権的な帰属がそもそも成り立たない。第2に、関係の生成である。個人データは主体が単独で生み出すものではなく、主体と他者（サービス提供者、プラットフォーム等）

との相互作用の中で生成される。検索履歴・位置情報・購買記録がその例であり、データの帰属を一方の主体に確定すること自体が困難である。第３に、文脈依存性である。同一のデータが、利用される文脈によってまったく異なる意味と影響を持つ。氏名と住所の取扱いは、宅配の文脈では問題を生じないが、ストーキングの文脈では危険を招く。データ保護の要否と程度は、データそのものの「価値」に内在するのではなく、人と人との関係の文脈において決定される。第４に、集合的性格である。個人データは、集積・統合されることではじめて意味を持つ場面が多く、個別のデータの帰属を問うだけでは規律の実態を捉えられない。プロファイリングやAIの訓練データは、多数の個人のデータの集合から価値を生み出す。

これらの特性に共通するのは、川島という「社会的モメント」を、もはや権利構成の外部に退けることができないという点である。有体物の場合には、社会的モメントは「契約」という別の法的カテゴリーに委ねることによって処理されえた。それが可能であったのは、物が社会関係に先立って一個の客体として同定され、「帰属」と「支配」を確定することができたからである。しかし、個人データにおいては、その意味も影響も、主体と他者との関係の文脈において定まるため、「帰属」と「支配」の問題を、この社会的モメントから切り離して扱うことはできない。

もっとも、以上の考察は、「帰属＋支配」モデルが財の帰属一般においておよそ妥当しないと主張するものではない。このモデルは、財の帰属に明確な輪郭を与え、物権的請求権のような強力な救済を基礎づけてきた。本稿が問うのは、その妥当性一般ではなく、個人データの規律に対する射程の限界であり、この限界は、保護法益を「支配」の論理とは異なる仕方で構成する可能性を示唆している。

（２）「存在のあり方」の保護への転換

「帰属＋支配」モデルが個人データの規律に適合しない以上、保護法益を排他的支配に服する「価値」として構成するのは異なる道筋が求められ

る。筆者は、救済構造論稿において、人格権法における救済の対象を「価値」(金銭的に評価・填補しうるもの)ではなく「状態」(主体の存在様式そのもの)と捉え、救済体系を「状態の保護」という観点から再構成することを提言した²⁷⁾。

前款で論じたように、保護法益を「価値」と見れば、その保護は、特定の情報の秘匿やコントロールに帰着する。しかし、デジタル社会における個人データの保護がなぜ必要かを考えるとき、問題の核心はそこにはない。プロファイリングにより信用スコアが不当に低く算定されること、AIによる自動化された意思決定により雇用や融資の機会を不合理に制約されること、ディープフェイクにより本人が発してもいない言動が、あたかも本人のものとして流通すること——これらの場面で侵害されているのは、特定の「価値」ではなく、主体が他者との関係の中で自らの生を形成していく可能性、すなわち「存在のあり方」そのものである。

本稿における「存在のあり方」とは、主体に帰属する客体的な価値ではなく、データの取扱いを介して、主体が他者との関係の中でどのように認識され、評価され、分類され、社会的機会を与えられ、または制約されるかという、関係的な存在状態を指す。この概念は、侵害の成立に社会的評価の低下を要する名誉や、主観的苦痛を中心とする名誉感情をその一部に含みつつも、それらに還元されるものではない。また、アイデンティティと重なり合う側面を有するが、「誰であるか」だけでなく、「どのような者として扱われ、いかなる社会的可能性を持ちうるか」を問題とする点で、これに尽きるものでもない。

この保護法益の意義は、音無の議論に即して確認できる。音無は、自己情報に関する権利の保障根拠を、手段的な個人情報保護と固有的な個人情報保護の2つに整理する(第1節(2)ア参照)。この区分は正当である。もっとも、両者は相互に断絶したものではない。不利益な取扱いの危険が問題となる場合にも、あるいは取扱い自体が主体の人格に対する敬意を欠く等の場合にも、データの取扱いが主体の関係的な存在状態を一方的に形成・

変容させている点では共通する。本稿がいう「存在のあり方」は、この共通構造を基礎として、手段的保護と固有的保護とを統合する保護法益として位置づけられる。

この保護法益の毀損の有無は、次の２つの軸を総合して判断される。一つは、当該関係の文脈においてデータ主体が合理的に予期しうる取扱いからの逸脱の有無および程度であり、主として手段的保護の局面に対応する。もう一つは、「存在のあり方」に及ぼす影響の質であり、人格的同一性の毀損、社会的参加の条件の制約、主体の人格に対する敬意の欠如という３つの側面において現れる。このうち、主体の人格に対する敬意の欠如は、とりわけ固有的保護の局面に対応する。逸脱の程度が重大であり、また影響の質が根源的であるほど、「存在のあり方」を不当に規定するものとして、その毀損が認められやすくなる。

以上の保護法益の再構成は、「帰属＋支配」モデルとの関係では、次のことを意味する。同モデルは、データに対する主体の支配（私的モメント）と、その取扱いが主体の社会関係に及ぼす影響（社会的モメント）とを分裂させ、後者を法律関係の外部に置く。これに対し、「存在のあり方」は、関係的存在状態として定義される以上、社会的モメントを保護法益の内容そのものに内在させる。この保護法益に対応する法律関係においては、データの取扱いが主体の「存在のあり方」に及ぼす影響は、外在的制約としてではなく内在的構成要素として捉えられることになる。

(3) 「存在のあり方」が前提とする人間像

「帰属＋支配」モデルは、特定の間像と親和的である。それは、自己の属性や生活の文脈が捨象された抽象的な主体であり、他者から切り離された孤立的な存在として客体を排他的に支配しうる理性と能力とを備えた自律的個人である。近代私法の３つの基本的カテゴリー——私的所有権、意思に基づく契約、権利主体としての人格——は、いずれもこの人間像を前提として成り立っている。価値の帰属とその排他的支配という思考様式は、

このような抽象的で孤立した自律的主体の人間像と不可分である²⁸⁾。

しかし、人格権法の領域では、この人間像をそのまま前提とすることはできない。財産権法の領域では、保護の対象は主体の外部にある客体であり、両者の間の距離が帰属と支配の論理を支えている。これに対し、人格権法における保護の対象は、主体と切り離すことができない²⁹⁾。名誉は他者からの社会的評価の中に主体が置かれているという状態であり、肖像は他者の目に映る外的現れであり、プライバシーは他者との関係における情報の境界にかかわる。ここでは、主体概念という「本質」に先立って、具体的な人間が他者との関係の中でどのように生きているかという現実がある。この領域の法が要請するのは、孤立した人間ではなく、他者とのかわりの中で生きる存在という人間像である。抽象的な法主体から具体的な人間への転換は、民法学においてもつとに指摘されてきたが³⁰⁾、近時はこれを一歩進める形で、「そもそもの人間は他者との関係において規定される」³¹⁾という認識が示されている。

個人データの保護法益を「存在のあり方」として構成することは、人格権法一般に通底すると見られるこの認識を、データの取扱いという現代的な場面に即して具体化するものにほかならない。現代社会においては、主体の「存在のあり方」がデータの処理を介して形成される度合いが増しているがゆえに、個人データの取扱いは、これにとりわけ深刻な影響を及ぼしうる。信用スコア、プロファイリング、自動化された意思決定は、主体に関するデータを抽出・結合・評価することにより、本人による直接の表出や応答を必ずしも経ることなく、主体の社会的な存在状態を形成しうる。この状況のもとでは、保護法益を主体に帰属し支配の対象となる価値として構成することの不十分さが、いっそう鮮明に現れる。

もっとも、保護法益を排他的支配の対象として構成することが困難だからといって、法的保護が否定されるわけではない。吉田克己は、身体的人格権に基づく差止請求権の根拠を、客体に対する排他的支配ではなく、それが人間にとって有する重要性に求め、これにより、排他的支配が確保さ

れない精神的人格権についても差止請求権を基礎づける可能性を拓いている³²⁾。「存在のあり方」もまた、排他的に支配しうる客体ではないが、人が他者との関係の中で自らの生を形成していく可能性にかかわる法益として、高い要保護性を有する。

３．関係的法律関係の規範構造

「存在のあり方」の保護は、個人データに対する排他的支配権の保障によつては実現しえない。求められるのは、データの取扱い過程そのものを、データ主体と取扱いに関与する者との間の法律関係として捉えることである。本稿では、この法律関係を「関係的法律関係」と呼び、以下でその構造を明らかにする。

（１）関係的法律関係の基礎づけ

関係的法律関係が実体的に機能するためには、前節で再構成した保護法益の性質から、いかなる規範要素が要請されるのかを示さなければならない。本款では、これを示したうえで、この構想の理論的系譜を所有権論の中に位置づける。

ア ４つの規範要素

主体の「存在のあり方」は、個人データの取扱いの場面では、そのデータがいかなる文脈で処理されるかによって規定される。たとえば、就職活動のために提供されたデータに基づいて内定辞退率が算出され、本人の関知しないまま、データ取扱事業者の顧客企業に提供されれば、主体は就職活動という当初の利用目的を離れたところで、予測スコアによって選別される対象として扱われることになる。こうした事態を防ぐためには、データの取扱いを当初の文脈に拘束する規範（目的拘束）が必要となる。

もっとも、取扱いが当初の文脈に拘束されるだけでは、「存在のあり方」

の保護は確保されない。データの取扱いは、それを取得した時点では完結せず、保管、委託、第三者提供といった過程を通じて継続する。ベネッセ名簿大量流出事件(Ⅱ章2節(2)参照)に見られるように、取扱いの過程でデータの安全管理に不備があれば、主体の「存在のあり方」は毀損されうる。取扱いの適正性を確保する責任は、データを現に取り扱う者(管理者、委託先、提供先。以下「管理者等」という。)が継続的に負わなければならない(管理者等の義務)。

主体はデータの取扱いによって規定される客体ではなく、自らの存在の形成に関与する当事者である。したがって、その存在のあり方は、データを取り扱う者による一方的な決定に委ねられてはならない。信用スコアやプロファイリングに基づく評価の場面では、主体が、いかなるデータに基づいてどのような評価が行われているかを知りえないまま、融資や雇用の機会を制約されることが起こりうる。事後的な異議申立てにとどまらず、データの取扱いを規律する制度やリスク管理の枠組みの形成過程そのものに、主体が関与する回路(参加)が保障されなければならない。

「存在のあり方」が毀損され、またはそのおそれがある場合には、その回復ないし予防を図る手段(救済)が必要となる。漏えいした名簿が転々流通する場合や、誤ったプロファイリングに基づく評価が固定化する場合のように、毀損された「存在のあり方」は事後的な金銭賠償のみでは回復しえず、毀損の発生・継続・拡大を防止する措置が求められる。

以上の4つの規範要素——目的拘束、管理者等の義務、参加、救済——は、いずれも「存在のあり方」という保護法益の性質から導かれるものであり、これらが相互に関連して、関係的法律関係の内在的構成要素をなす³³⁾。

イ 所有権論における理論的系譜

帰属関係の規範的論理を「関係」に求める発想は、所有権論のうちに、すでにこの方向を指し示す先行理論を持つ。これらの全面的な検討は別稿に委ねざるを得ないが、本稿の構想がどのような理論的系譜の中に位置する

かを明らかにしておくことは、「関係的法律関係」の規範的根拠を示すうえで必要な作業である。

所有者が負う義務を、所有権に対する外在的制約としてではなく、所有の法的保護を基礎づける社会的機能として捉え直す発想を、法理論として最初に体系的に示したのは、デュギーである。デュギーは、所有権を、所有者に帰属する主観的権利（droit subjectif）から、富の保有に伴う社会的機能（fonction sociale）へと再構成し、その制度的存在理由を、富の排他的支配ではなく、それを一定の目的に適合的に充当することの保障に求めた³⁴⁾。この発想は、本稿が目的拘束や管理者等の義務を関係的法律関係の内在的構成要素として定式化する試みの理論的先駆をなす。

デュギーの社会的機能論を環境法の分野に展開するグリモンプレは、所有権の環境的機能を、外部から課される制約としてではなく、その構造そのものに内在する要素として捉える³⁵⁾。グリモンプレによれば、所有権の客体は、物の物理的素材そのものではなく、それが有する諸用途（utilités）であり、そこには所有者による私的利用だけでなく、環境の便益のような集団的用途も含まれる。このように見るならば、所有者は物に対する主権的支配者ではなく、その諸用途のうち一定の部分について権能を付与された者として把握されることになる。環境保護に向けられた義務は、こうした所有権の構造から直接に導かれる。ここには、グリモンプレのいう「所有権＝権力」（propriété-pouvoir）から「所有権＝機能」（propriété-fonction）への転換が示されている。

アメリカ法学においては、シンガーが「社会関係アプローチ」（social relations approach）を提唱し、法的義務の源泉を国家の命令と自発的合意の２つに限定する発想を批判した³⁶⁾。シンガーによれば、所有権をめぐる法的問題は、「所有者は誰か」という問いに還元されるべきではない。むしろ、当事者間にいかなる相互依存関係が形成され、その関係に対していかなる依拠が生じたのかを踏まえて、権利義務の内容が再構成されなければならない³⁷⁾。所有権は、孤立した主体による排他的支配ではなく、こうした継

続的な関係の中で形成された「依拠 (reliance)」を根拠に、脆弱な立場にある当事者に法的保護を与える制度として理解される。本稿が、同意を一回的な権利の設定・移転ではなく「関係の設定行為」として再構成し、データ主体を関係の存続期間を通じて関与し続ける者と位置づける点は、シンガーによる、帰属から関係・依拠へという問いの転換と構造的に対応する。

アレクサンダーは、この方向をさらに進め、所有権を正当化する根拠そのものが、その限界をも画定するという命題を提示した。その起点に置かれるのが、所有権を、人間の繁栄 (human flourishing) を可能にする諸条件を支える制度として正当化する理解である³⁸⁾。アレクサンダーは、センおよびヌスバウムのケイパビリティ・アプローチに依拠しつつ、自由、実践的推論、社会性などのケイパビリティは、個人が孤立して獲得するものではなく、共同体における社会的関係と制度的構造を通じて発達するものと論じる。この相互依存性を前提とすれば、所有者は、自己の所有物を排他的に支配する自由を有するだけでなく、他者のケイパビリティの形成を不当に妨げてはならず、さらにその促進に寄与すべき社会的義務をも負う。ここでは、人間の繁栄が、所有権を正当化すると同時に、その行使を制約する内在的限界として機能している。

これらの議論は、法系も方法論も異なっている。デュギーおよびグリモンプレは所有権に内在する機能から、シンガーは相互依存関係において形成された依拠から、アレクサンダーは人間の繁栄という正当化根拠から、それぞれ所有者の社会的義務を基礎づける。しかし、これらはいずれも、財の帰属を規律する法的論理を排他的支配権に還元せず、財をめぐる関係の中で形成される義務を法律関係の内在的構成要素として承認する点で共通している。本稿の「関係的法律関係」は、この理論的方向性を、個人データの保護という問題領域において展開するものと位置づけられる³⁹⁾。

（２） 目的拘束

ア 目的拘束の理論的意義

（１）で示した４つの規範要素のうち、はじめに目的拘束を取り上げる。前述のように、「帰属＋支配」モデルにおいては、権利の内容がまず排他的支配として定義され、目的による限定は外在的制約として理解される（第２節（１）参照）。これに対し、関係的法律関係においては、目的拘束は法律関係そのものの内在的構成要素である。関係的法律関係は、特定の目的のために成立し、その目的によって内容が画定される。目的を離れた排他的支配なるものはそもそも観念されないものであり、目的拘束と法律関係の成立は不可分である⁴⁰⁾。目的が特定されることにより、データ主体は、自己のデータがいかなる文脈で取り扱われるかを予測しうる。この予測可能性は、GDPRの正当利益の衡量において「合理的期待」として法的に保護されるものに対応する⁴¹⁾。

イ 目的拘束の規範的意義

目的拘束は、個情法の利用目的規律から導かれる原則にとどまるものではなく、データの取扱いをめぐる私法上の法律関係を画定する規範原理として把握されるべきである。この規範原理は、判例法理の中ですでに作動している。江沢民事事件判決がプライバシー侵害を認定した判断の核心は、講演会参加という文脈で大学に提供された個人情報、その文脈を離れて警察に提供された点にあった。同判決は、当該情報の秘匿性が高かったことを理由に違法性を認めたのではなく、本人が情報を提供した目的・状況に照らして、その後の取扱いがその合理的な期待を裏切るものであったことを問題としたものと理解することができる。齊藤が、同事件を手がかりに、「情報の適切な管理についての合理的な期待」を信義則に基づいて保護しようとする議論を展開していることも⁴²⁾、この理解を補強する。

個情法の利用目的規律は、行政規制の形式で定められているが、その内容は、目的拘束が私法上要請するところと実質的に重なっている。もっと

も、すでに指摘したように、包括的な利用目的の設定が広く許容されている現行の運用のもとでは、個情法の規律は、目的拘束の要請を実質的に実現できていない（Ⅱ章1節(3)参照）。

(3) 管理者等の義務

ア 信認義務論からの展開

管理者等の義務を理論的に基礎づけるにあたっては、Ⅲ章で検討した情報受託者論（バルキン）と、本章第1節で信頼・合理的期待論として検討した斉藤の信認義務論が重要な手がかりとなる。いずれも、データを取り扱う者に不干涉義務を超えた積極的な配慮義務を課す点で、本稿の立場と親和的である。このほかにも、林紘一郎は、個人データ保護の法的構成について「実体論から関係論へ」の転換を主張し、英国法の breach of confidence における当事者間の信頼関係の維持を、関係論の基礎として参照する⁴³⁾。プライバシー権の多元的な根拠論を展開する村上康二郎も、信認義務説から得るべき示唆として、信頼保護の重要性と関係論的発想の有効性を挙げている⁴⁴⁾。

こうした関係論的発想が求められる背景には、個情法の制度設計そのものに内在する構造的な不備がある。米村は、医療情報の利活用を論じる中で、個情法の規制が、本人を委託者兼受益者、管理者を受託者に見立てた「古典的自益信託モデル」に依拠していると分析する⁴⁵⁾。このモデルにおいては、本人が同意・開示請求・利用停止請求等の権限を自ら行使することによって管理者を監視・監督する仕組みが規制の中核をなす。しかし、本来の信託法では他益信託や信託管理人の制度等の多様なガバナンス形態が許容されており、本人自身による監視・監督のみに依拠する必然性はない。米村自身、この限界を医療情報に固有のものではなく、個人情報保護法制全般の本質的問題の顕在化と捉えている。本人同意のみに依拠するガバナンスの構造的な不十分さは、制度設計の次元において、個人データ保護一般に妥当する。

この関係論的発想の規範的意義が最も明確になるのは、人格権法の論理のもとである。その保護法益である「存在のあり方」は、主体から分離された客体として観念しうるものではなく、他者との関係において人がいかなる者として認識・評価・処遇されるかという、関係的に形成される存在様式そのものである。財の帰属と流通を規律する法理は、主体の合理的・自律的判断を前提とし、客体の利用がその社会関係に及ぼす影響を法律関係の外部へと捨象する。しかし、「存在のあり方」は、主体の社会的存立を支える基盤であり、これを可処分客体とみなして取引的論理に委ねるものではない。データの取扱いが主体の社会関係に及ぼすこうした影響を法律関係の外部に放逐せず、管理者等の積極的配慮義務として法律関係の内部に取り込むことが、関係的法律関係という構想の要諦である。

イ 義務の規範的根拠

以上の人格権法的構成に立てば、管理者等の義務は、次のように基礎づけられる。管理者等が個人データを取り扱うことにより、主体の「存在のあり方」に影響を及ぼしうる関係に入るとき、その関係から、取扱いの適正性を確保する義務が発生する。義務の内容は、「存在のあり方」という保護法益の性質と取扱いのリスクに応じて客観的に画定される。信認義務論が義務内容を受益者の利益に対する受認者の忠実・配慮を中心に構成するのに対し、本稿の構成では、義務内容の画定基準は、主体から分離しえない人格的利益の保護にある。この義務は、不法行為法上は民法709条における注意義務の内容を画する要素として、契約関係が存在する場合には信義則（民法1条2項）に基づく付随義務として、それぞれ具体化される⁴⁶⁾。

前款で論じた目的拘束が関係的秩序を画定するとすれば、管理者等の義務はその範囲内で取扱いの適正性を確保するものであり、両者は不可分である。この義務は、関係的法律関係の内在的構成要素であるから、当事者の合意によって免除することはできない⁴⁷⁾。プライバシーポリシーにおいて管理者等の責任を包括的に排除する条項が定められていたとしても、そ

れによって安全管理措置や比例性の確保に関する義務が消滅することはない⁴⁸⁾。もっとも、義務の具体的な水準は、取扱いの目的・態様と、それが主体の「存在のあり方」に及ぼしうる影響の程度に応じて異なる。

個情法が定める安全管理措置義務 (23条)、従業者の監督義務 (24条)、委託先の監督義務 (25条) は、その規範形式においては行政規制に属する。しかし、これらが管理者等に求める行為の内容——取扱いの安全性の確保、監督体制の整備——は、上述した民法上の義務と重なり合う。Ⅱ章では、データのライフサイクルに応じて私法上の注意義務が質量ともに変化していく構造を「段階的注意義務論」として提示した (同2節(5)参照)。この構造は、関係的法律関係の時間的展開として捉え直すことができる。この時間的展開は、処理が実際に開始された後だけでなく、設計段階にも及ぶ。日本法にはこの段階における義務を一般的に制度化した規定がなお存在せず、関係的法律関係を実効化するうえでの課題として残されている (この点は(6)でも触れる)。

(4) 同意の再構成

ア 同意をめぐる理論的状況

同意の法的意味は、プライバシーという法益の性格の変容に伴って段階的に変容してきた。村山淳子の整理を手がかりにすれば、プライバシーが私的領域の防御として構想された段階では、同意は、法益侵害結果に対する被害者の承諾として理解される。これに対し、プライバシーが情報の自己コントロールとして構想される段階では、同意は、単なる違法性阻却事由にとどまらず、自律的決定の行使そのものへと格上げされる。そして、情報リスクの組織的管理が課題となる現在では、同意は、個人の意思に基づく許諾に尽きるものではなく、情報の適正な取扱いを支える制度的構造の一要素として再定位される⁴⁹⁾。

個人データ保護における同意を、私法上の法律関係としていかに構成するか。この問題に取り組んだのが米村である。すでに見たように (本章1節

(2)、その議論は「自己情報コントロール権」の採否に応じて２つに分かれる。しかし、いずれの立場をとっても、私法上の法律関係には大きな不明確性残り、なお精緻な法律構成を要するというのが、米村自身の総括であった⁵⁰⁾。現行法上、同意取得時の説明義務や、虚偽説明があった場合の同意の効力に関する規定もほとんど存在しない⁵¹⁾。ここには、同意の有効性が形式的な意思表示の有無のみによって判断され、同意がなされる関係の文脈や、管理者等が行うべき説明の適正さが法的に問われないという問題が現れている。

この問題に対して、同意をめぐる既存の議論は、それぞれ異なる仕方で応答してきた。潮見佳男は、本人が特定の相手方に情報を提供した事案では、その情報提供行為の中に、当該相手方には開示するが他者には開示しないという、開示・不開示に関する一種の合意が形成されていると指摘した。米村は、この合意を「権利性の基礎の内容変更」をもたらす同意と整理している⁵²⁾。この整理のもとでは、同意は、違法性を消極的に阻却するにとどまらず、当事者間の権利関係の内容を積極的に画定する機能を担う。ここには、同意の法的意味を、単なる禁止解除や排他的支配権の処分の承認に還元せず、当事者間の関係に即して理解する端緒が含まれていた。斉藤は、この方向をさらに進め、情報の提供を一回的な許諾行為にとどめず、提供後の管理に対する継続的な規範的期待を発生させる契機として捉える可能性を示した（本章１節(2)参照）。近時の論考では、「合理的期待」の射程を、第三者への開示を伴わない内部的な目的外利用にまで及ぼしうとする⁵³⁾。これに対し、丸山絵美子は、プライバシーポリシーに対する契約アプローチの意義と限界を検討し、個情法の規律を充足するための同意と、プライバシーポリシーを契約内容に取り込む合意とを区別したうえで、後者によって個人情報保護を図ろうとしても、消費者契約法による内容規制には射程と実効性の両面で十分に機能しないことを明らかにしている⁵⁴⁾。

イ 関係への参入としての同意

アで確認した先行研究の議論状況を踏まえ、同意の理論的意味を改めて明らかにする。個人データの保護法益である「存在のあり方」は、他者との関係の中で形成される(本節(3)ア参照)。この保護法益のもとでは、同意を、排他的支配権の処分や客体の利用許諾として把握することはできない。同意は、主体が、自らの「存在のあり方」に影響を及ぼしうる関係に参入する行為である。

この構成のもとでは、同意は、関係的法律関係を開始する契機ではあるが、その内容を自由に形成する完全な権能を主体に与えるものではない。村山が刑法学の成果を参照して「被害者の承諾」と「危険の引受け」を峻別したことは⁵⁵⁾、これを補強する。同意によって許容されるのは、データの取扱いという行為への参入であって、その結果生じうるすべての法益侵害が引き受けられるわけではない。管理者等はなお、目的拘束・安全管理措置・比例性の確保等の義務に服する。斉藤の議論は、主体の「合理的期待」を信義則に基づいて保護し、契約責任との連携による統制の補充を志向するものであった(本節(2)イ参照)。本稿は、これと問題意識を共有しつつも、信義則という外在的な規範ではなく、関係的法律関係の内在的構成要素から、かかる統制を体系的に導き出す。

ウ 同意の規範的帰結

以上の構成においては、同意は関係的法律関係を成立させる唯一の契機ではない。同意がなくとも、管理者の正当な利益のためにデータの取扱いが必要であり、かつデータ主体の利益を不当に害しない場合には、データの取扱いをめぐる法律関係は形成されうる。個情法上も、利用目的による制限(18条3項各号)と第三者提供の制限(27条1項各号)の双方について、同意によらない取扱いが認められているが、このことは、同意を唯一の成立要件としない関係の構成と整合的である⁵⁶⁾。逆に、イで述べたように、同意があっても関係的法律関係の客観的枠組みを超える取扱いは許容されな

い。この帰結は、GDPRにおいて、同意が適法性根拠として機能する場合であっても、管理者がなお基本原則（５条）に服することと符合する。

同意に瑕疵がある場合にも、「帰属＋支配」モデルとは異なる処理が導かれる。錯誤や詐欺によって取得された同意は、排他的支配権の設定を取り消すという形で処理されるのではなく、関係的法律関係を基礎づける要素の瑕疵として問題となる。瑕疵の程度に応じて、当該関係はそもそも成立しないか、または是正を要する関係として扱われる。GDPRが同意取得時の適正な説明を同意の有効要件としていること（前文42項参照）は、関係的法律関係における同意の質的要件を具体化するものと理解できる。もっとも、この問題の精緻な検討は、民法の意思表示論（95条、96条）との対照を含め、なお今後の課題である⁵⁷⁾。

同意の効力は、時間的にも無制約ではない。同意の撤回は、関係的法律関係の解消または内容変更の契機として位置づけられる。GDPRは同意撤回権を明文で保障しているが（7条3項）、日本法にはこれに直接対応する規定はない⁵⁸⁾。もっとも、関係的法律関係の枠組みにおいては、データ主体が、関係の存続中にその規律の見直しを求めうることを、関係の性質に即して基礎づける余地がある。同意撤回権は、そのような継続的関与の一形態として、私法上構成しうる。

エ 要配慮個人情報に関する同意

個情法は、要配慮個人情報の取得について、原則として本人の事前同意を要求する（20条2項）。しかし、医療・介護の現場では包括同意が常態化しており、同意の自発性・特定性が損なわれやすい（Ⅱ章3節(1)参照）。

関係的法律関係の枠組みからは、この問題は、同意の形骸化であると同時に、保護法益の質的差異に応じた関係的法律関係の差異化の問題として把握される。要配慮個人情報は、その不当な取扱いが主体の「存在のあり方」をとくに深刻な仕方規定しうる情報であり（差別、偏見等）、関係的法律関係の目的拘束および管理者等の義務がいっそう厳格に適用されるべ

き領域である。同意の要求は、この厳格化の1つの制度的表現であるが、同意のみに依存する保護では不十分であり、管理者等に対する加重された義務（取得の必要性の証明、利用範囲の厳格な限定、特別の安全管理措置等）によって補完される必要がある⁵⁹⁾。

(5) 第三者提供

ア 関係の連鎖

「帰属＋支配」モデルを徹底すれば、第三者提供は、データに対する支配の移転ないし支配主体の交替として把握される。そこでは、提供先が提供元から利用権限を取得し、以後はその権限に基づいてデータを取り扱うものと構成されるため、データ主体と提供元の法律関係は、提供の時点で切断されることになる。

しかし、関係的法律関係においては、第三者提供は、データ主体の法的地位が提供元との関係から切り離される場面ではない。むしろそれは、データ主体の法的地位が、提供元との関係を起点として、提供先との関係へと引き継がれていく場面である。第三者提供によって、提供先側の管理者等とデータ主体との間に新たな関係的法律関係が形成され、そこにも、目的拘束、管理者等の義務、参加および救済が内在的構成要素として伴う。第三者提供を、データの帰属主体または支配主体の交替としてではなく、データ主体を中心とする法律関係の拡張として構成する点に、関係的法律関係論の意義がある。

Ⅲ章で検討したマソンの二重領域モデルは、この構造を理論的に示唆する。マソンによれば、同一のデータの上に複数の「利用領域」(domaine utile)が重畳しうが、データ主体の「上位領域」(domaine éminent)は、いかなる利用領域の保持者に対しても自己の権利を行使するという意味で、階層的に優越する⁶⁰⁾。もっとも、マソン自身は、複数の利用領域が競合する場合の調整原理を十分に展開していない(Ⅲ章4節(3)参照)。

本稿の構成においては、提供元とデータ主体との間の関係的法律関係は、

提供先との関係が形成された後も当然には消滅しない。本人の同意に基づいて顧客データを第三者に販売する場合のように、提供元が複製を保持し続けるときには、提供元との関係が維持されたまま、提供先との関係が新たに加わる。さらに、ベネッセ名簿大量流出事件のように、データが漏えいし名簿業者を介して転々流通した場合には、適法な提供関係が存在しないにもかかわらず、データ主体の法的地位は下流の取得者にまで及ぶ。これに対し、事業承継のように、提供元との関係が提供先に移行する場合もある。いかなる構造をとるかは、提供の態様、目的および当事者間の関係に応じて分化する。

いずれの場合であっても、データ主体の法的地位は、第三者提供によって失われるものではない。マソンのモデルにおいてデータ主体が上位領域に基づき、利用領域を有するいかなる者に対しても自己の権利を行使するように、関係的法律関係論においても、データ主体は、自己のデータを取り扱ういかなる管理者等に対しても、関係的法律関係の内在的構成要素を援用しうる。データが流通する場合であっても、データ主体を中心とする関係はその過程を貫く。この点に、第三者提供を関係の連鎖として構成することの核心がある。

イ 目的拘束の連鎖的規律

関係の連鎖構造は、目的拘束のあり方にとりわけ重要な帰結をもたらす。目的拘束は、提供元の内部に閉じた制約ではない。それは、第三者提供を通じて後続の取扱いの文脈を方向づける規律として機能する。

マソンのモデルにおいて各利用領域が「本質的に目的拘束的」であり⁶¹⁾、かつデータ主体の上位領域がすべての利用領域に優越するのであれば、それらの目的拘束を相互に無関係なものとして扱うことはできない。この点を本稿の関係的法律関係論として展開すれば、先行する関係における目的の範囲は、後続の関係においてデータがいかなる文脈で取り扱われうるかを規律する要素となる。

すなわち、提供元がデータ主体との関係において負っている目的拘束は、データを第三者に提供する行為をも規律する。したがって、提供先における取扱いが提供元の目的拘束の範囲を逸脱するものである場合には、提供行為そのものが、提供元の関係的法律関係上の義務違反を構成しうる。提供先もまた、自らの関係的法律関係において独自の目的拘束に服するが、その目的拘束は、提供元の目的拘束が画する枠の内側にとどまり、提供元における取扱いの文脈から完全に切り離されてはならない。データの取得時にデータ主体が前提としていた文脈は、提供を介して後続の関係にも引き継がれる。

この構成のもとでは、提供元と提供先の責任を別個・独立のものとして扱うことは原則ではなく、むしろ例外となる。このことは、「帰属+支配」モデルにおける理解を構造的に転換するものである。同モデルにおいては、各管理者が独立にデータを支配しているものと把握されるため、責任もまたそれぞれ独立に判断されやすい。委託における委託元の監督義務（個人情報法25条）は、そのような理解のもとでは、責任を別個・独立に扱う原則に対する例外として位置づけられる。

これに対し、関係的法律関係論においては、データの取扱いは関係の中で行われ、その関係は提供行為を通じて連鎖する。したがって、先行する関係における目的拘束が後続の関係を規律することこそが原則であり、委託における監督義務は、この原則の1つの制度的表現にほかならない。ここでは、データが提供元から提供先へと「移転」するのではなく、データ主体との関係が提供先にまで及ぶことによって、後続の取扱いが規律されるのである。

日本の現行規律は、この原則を部分的に制度化している。2020年改正で導入された個人関連情報制度（31条）は、提供元のもとでは個人データに該当しない情報であっても、提供先において個人データとして取得されることが想定される場合には、提供元に、提供先が本人の同意を得ていることの確認義務を課す。これは、提供元にとっては個人データに該当しない

情報であっても、提供先における取扱いの適法性にまで、提供元の関係的責任が及ぶることを示すものである。共同利用（27条5項3号）は、より直截に、複数の管理者が同一のデータを取り扱う場合に、共通の利用目的と管理責任者を定めることを要件とし、目的拘束が複数の管理者に共通して及ぶ構造を明示化している。

他方、オプトアウト方式（同条2項）においては、提供元の目的拘束が提供先の取扱いを実質的に規律する仕組みが弱い。そのため、提供元とデータ主体との関係において形成された文脈が、提供先との関係に十分に引き継がれないおそれがある。この構造的欠陥は、本稿の枠組みから見れば、提供元と提供先の責任を別個・独立に扱うことを原則とする「帰属＋支配」モデルの残存として理解される⁶²⁾。

（6）参 加

ア 「参加」の理論的意義

関係的法律関係の第3の規範要素は、データ主体の参加（voice）である。本節(1)アでは、データ主体が、データの取扱いによって一方的に規定される客体ではなく、取扱いを規律する制度やリスク管理の枠組みの形成過程そのものに関与する当事者であることを確認し、「参加」を関係的法律関係の規範要素として引き出した。この規範要素の理論的意義を明らかにするための手がかりとなるのが、山本龍彦の議論である。

山本は、プロファイリングを含む完全自動意思決定について、個々の権利の内実が法的に不確定であるだけでなく、権利侵害行為そのものを外部から発見・同定することも困難であると指摘したうえで、個別の行為を直接に統制する規律から、データ取扱いの構造そのものを対象とする「ガバナンス統制型規律」へと重点を移す方向を基本的に肯定する⁶³⁾。この主張は、個人データの取扱いにおいては、個別の違法行為がデータ・エコシステムの中に溶け込み、外部からは不可視化されるため、事後的な個別救済のみでは規律が及びにくい領域が存在することを前提としている。山本が、

第3期プライバシー権の構成要素として、システム構造やアーキテクチャの堅牢性を前景化し、自己決定を実効化するための決定環境の整備を権利の「客観法的側面」に含めたこと（本章第1節(2)ア参照）も、個別的権利行使の実効性がデータ取扱いの構造的条件に依存するという認識の現れにほかならない。

もっとも、山本の議論の中心は、管理者等に対してガバナンス体制の構築を求める点にある。本稿の「参加」は、このガバナンス統制型規律を私法的関係の内部へと引き寄せ、データ主体を、管理者等が設計する構造の受益者としてだけでなく、その条件形成に関与しうる主体として捉えるものである。そうでなければ、データ主体は、取扱いの可否を選択する者であるように見えながら、実際には、管理者等があらかじめ設計した環境の単なる受容者に矮小化される。

このように理解するならば、「参加」は、関係的法律関係の外部から付加される政策的要請ではなく、その内在的構成要素である。同意が関係的法律関係への参入の契機であるとしても（本節(4)イ参照）、関係の継続過程において、データ主体がその関係の条件形成に関与する回路が制度的に確保されていなければ、参入時の同意は形骸化する。また、目的拘束や管理者等の義務が客観的な規律枠組みを設定するものであるとしても、その設計・運用が管理者等に一方的に委ねられる限り、客観的規律は、データ主体を保護するための規律でありつつも、なお他者決定の仕組みを残すことになる。「参加」は、この一方性を緩和し、同意・目的拘束・管理者等の義務という先行する諸規律が、管理者等による一方的な設定・運用にとどまらず、データ主体との関係の中で実効的に機能するための制度的条件をなすのである。

イ 「参加」の制度的具体化

以上の構想を具体化する制度的回路として注目されるのが、GDPRにおけるデータ保護影響評価（DPIA）の過程にデータ主体が関与することであ

る。GDPR35条9項は、管理者が DPIA を実施する際に、適切な場合には、データ主体またはその代表者の見解を求めなければならないと規定している⁶⁴⁾。DPIA それ自体は、管理者に課されるリスク評価義務であるが（本節(3)イ参照）、同項は、その義務の履行過程にデータ主体の声を反映させる回路を制度化したものといえる。これは、データ取扱いの設計段階における「参加」の具体的な現れである。

同様の発想は、正当利益等に基づく処理に対するデータ主体の異議申立権（GDPR21条1項）にも認められる。この処理は、データ主体の同意によらずに行われるものであるが、データ主体が自己の特殊な状況に関連する理由に基づいて異議を述べた場合、管理者は、データ主体の利益、権利および自由に優先するやむを得ない正当な根拠を証明しない限り、処理を継続することができない。この仕組みは、処理の継続の可否をめぐる判断過程にデータ主体の声を組み込むものであり、個別的権利行使の形式をとりつつも、処理の正当化の根拠そのものを再検討させる点で、「参加」の機能を有する。

もっとも、DPIA における関与と異議の申立てとは、参加の局面を異にする。DPIA への関与は、処理の開始前または設計段階において、リスク評価と保護措置の形成過程にデータ主体の声を反映させるものである。これに対し、異議申立権は、処理の開始後に、管理者による正当化を再び問い直すものである。前者が事前的・構造型的参加であるとするれば、後者は事後的・再評価的な参加である。両者は、いずれも、データ主体を単なる保護の客体としてではなく、データ取扱いの正当性を形成・再検討する過程に関与する主体として捉える点において共通する。

これに対し、日本法には、これらに対応する制度が十分に整備されていない。処理開始前の影響評価を一般的に義務づける規定がないことはすでに述べたが（本節(3)イ参照）、その実施は自主的な取組みにとどまり、評価の過程にデータ主体またはその代表者の見解を反映させる仕組みも存在しない。利用停止等請求権（35条5項）は、事後的な救済手段として一定の役

割を果たすものの（後述(7)イ参照）、処理の設計段階における決定過程への関与を制度的に保障するものではない。適格消費者団体による差止請求権等もあるが、これも、現行法上は、データ取扱いのリスク評価や制度設計に継続的に関与する仕組みとして構成されているわけではない。

したがって、関係的法律関係における「参加」を実効化するためには、DPIA に相当するリスク評価の制度化にあたり、その過程にデータ主体またはその代表者の関与を組み込むことが求められる。とりわけ、プロファイリングや信用スコアリング、採用・教育・医療・金融等にかかわる重要な判断、大規模なデータ連携など、データ主体の「存在のあり方」に重大な影響を及ぼしうる場面では、管理者による内部的評価だけでは十分とはいえない。こうした関与を通じて、取扱いの目的・必要性・リスク・代替手段・保護措置が検討されることにより、はじめてその適正性を確保することが可能となる。

「参加」は、データ主体に単なる拒否権を与えるものではない。それは、データ取扱いを停止させるための権限ではなく、その条件を、データ主体との関係において形成し直すための制度的回路である。関係的法律関係は、この回路を備えることによって、管理者による一方的なデータ利用でも、データ主体による排他的支配でもない、継続的な条件形成の法律関係として具体化されるのである。

(7) 救 済

ア 救済の理論的意義

関係的法律関係における救済は、毀損された「存在のあり方」という状態の保護を目的とする。財産権法における救済が、保護法益の侵害を「価値」の減少として捉え、その等価物の填補をもって完結するのに対し、人格権法における救済は、「状態」の毀損を対象とし、その救済は、主体の存在様式そのものの維持・回復に向けられる。この「状態」の保護は、「侵害行為」に向けられる救済と、「侵害結果」に向けられる救済とを包摂する。

前者に属するのが差止めであり、後者に属するのが状態の回復・再形成および金銭賠償である⁶⁵⁾。

差止めは、現に行われている侵害の排除、または将来の侵害の予防を目的とし、損害の発生を要件としない⁶⁶⁾。関係的法律関係においては、その客観的枠組み——目的拘束や管理者等の義務——に対する違反が認められるとき、その是正として差止めが機能する。これに対し、侵害結果に向けられる救済は、すでに生じた「存在のあり方」の毀損を対象とし、その状態の回復・再形成を図り、または毀損を法的に清算するものである。

金銭賠償は、状態そのものの回復・再形成によっては救済しえない部分を補うものである。毀損された「存在のあり方」は、金銭によって回復しうものではないが、法秩序はその毀損を評価し、これに応答する。ここでの金銭は、失われた価値の等価物としてではなく、回復不可能な状態毀損を法的に清算するものとして機能する。法的清算とは、状態を物理的に取り戻すことではない。先にみた法秩序の応答、すなわち、その毀損が、法的に保護された「存在のあり方」に対する違法な侵害であったことを法秩序が受け止め、当事者間に生じた規範的な不均衡を清算することを指す。賠償において法的保護の対象となるのは、本人の内心にのみとどまる純粋に主観的な苦痛ではなく、間主観的な苦痛である。それは、主体が他者との関係の中で物や出来事に見出す意味にかかわるがゆえに、当該関係の文脈に身を置けば了解可能なものとして立ち現れる。同種の物であっても、量販店で購入した物が毀損された場合と、親の形見が毀損された場合とで苦痛の重みが異なるのは、その苦痛が市場価値にではなく、主体が客体との間に結びつく関係に根差すからにはかならない。このように、苦痛は、損害の成立を基礎づける主要事実としてではなく、間主観的に把握される状態毀損の一徴表として、その程度を評価し賠償額を算定する際の考慮要素となる。人の「存在のあり方」は代替不能であり、金銭によっては本来的に回復しえない。だからこそ、法秩序の応答としての金銭賠償には、むしろ相応の重みがある⁶⁷⁾。

以上の救済原理は、「状態の保護」という共通の目的のもとで、救済が何に向けられるかに応じて、4つの局面に整理される。第1に、差止めは、現に行われ、または行われようとする侵害行為そのものに向けられ、その停止または予防（利用の停止、プロファイリングの停止、第三者提供の停止など）を内容とする。第2に、状態の回復は、侵害行為の結果として生じた状態に向けられ、侵害前の状態への復帰（不正確なデータの訂正や、違法に取得・提供されたデータの消去など）を内容とする。第3に、状態の再形成は、同じく侵害結果に向けられるが、戻すべき侵害前の状態が存在しない場面において、状態を新たに形成し直すこと（差別的変数や不適正な推論に基づく評価結果の抹消と再評価、検索結果の削除など）を内容とする。第4に、金銭賠償は、回復も再形成もなしえない状態の毀損に向けられ、その法的清算を内容とする。これら4局面は、侵害行為に向かうもの（差止め）と侵害結果に向かうもの（回復・再形成・金銭賠償）とに分かれつつも、いずれも「存在のあり方」という状態の保護を共通の目的とする⁶⁸⁾。

イ 救済の制度的具体化

まず問題となるのは、差止請求権の法的根拠である。学説には、差止請求権の発生根拠を権利（排他的支配）の侵害に限定せず、違法な法益侵害に統一的に求める見解（違法侵害説）がある⁶⁹⁾。根本尚徳が体系的に展開したこの見解は、差止めの成否を被侵害利益の要保護性に応じて判断し、排他的支配になじまない人格的利益についても差止請求権を認める道を開く。本稿の差止め理解も、基本的にこの見解に依拠する。保護法益を「存在のあり方」として構成する本稿の立場では、差止めも、データに対する排他的支配ではなく、「存在のあり方」という法益の要保護性によって基礎づけられる。

もっとも、差止めが認められる要件は、毀損される「存在のあり方」の相に応じて異なる。主体の存在そのものに直結する「核」——生命・身体にかかわるデータ取扱いの局面⁷⁰⁾がこれにあたる——においては、関係の

客観的枠組みに違反する取扱い、それ自体で存在の根幹を毀損するため、侵害行為の態様や管理者側の利益との衡量を問うことなく、侵害のおそれの段階においても差止めが認められる。これに対し、社会生活上一定の相互干渉を不可避とする「外延」の局面では、いかなる取扱いが「存在のあり方」を毀損するかは、相関的な違法性判断に服する。関係的法律関係の客観的枠組み、すなわち目的拘束や管理者等の義務に明白な違反がある場合には、違法性が推定され、差止めが原則として認められるが、義務の範囲が明確でない場合や、管理者側の正当な利益との衡量を要する場合には、侵害の重大性と回復困難性を踏まえて、差止めの可否を判断することになる⁷¹⁾。

個情法上の本人請求権は、次のように位置づけ直すことができる。開示請求権は、差止めや損害賠償を請求するための前提として情報を取得する手段的性格を有する。齊藤はこの請求権を、信義則に基づく紛争解決促進協力義務の具体化とみており⁷²⁾、これも、その手段的性格を裏づける。訂正等請求権は、不正確なデータに基づいて歪められた「存在のあり方」を是正する救済である。現行法上は「内容が事実でないとき」に限定されているが（34条1項）、プロファイリングの文脈では、個々のデータが正確であっても、推論の結果が本人の「存在のあり方」を歪めうるため、その適用範囲の拡張が課題となる。利用停止等請求権（35条）については、2020年改正により、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」が包括的請求事由として追加され（同条5項）、救済手段としての射程が広げられた。もっとも、ここで認められるのは予防的な救済であり、列举された違反類型（同条1項・3項）に該当しない一般的な権利利益侵害については、すでに生じている違法状態の排除を正面から基礎づけるものではない⁷³⁾。したがって、「存在のあり方」を保護法益とする差止請求権を、個情法上の本人請求権とは別に、私法上独立に基礎づける必要がある。

「存在のあり方」の毀損は、民法709条にいう「権利又は法律上保護される利益」の侵害にあたるが、本稿の立場からは、侵害された法益が「権利」なのか「法律上保護される利益」なのかという区分自体は、決定的な意味

をもたない⁷⁴⁾。この区分は、保護法益を客体として切り出し、その排他的支配の確立度に応じて保護の強度を段階づける発想に由来するものであるが、「存在のあり方」は主体から切り離しえない関係の存在状態であり、その保護は、客体としての支配の有無によってではなく、その要保護性によって定まるからである。したがって、その侵害は、排他的支配への干渉としてではなく、要保護性を有する状態の毀損として、純粹に主観的な苦痛の有無にかかわらず、客観的な利益状態の変動として捕捉される⁷⁵⁾。個人データの取扱いによる「存在のあり方」の毀損は、漏えいや目的外利用、不当なプロファイリングによって生じうるのであり、これらはいずれも、賠償によって法的に応答されるべき利益状態の変動にあたる。

以上の救済手段は、いずれも個別のデータ主体による行使を前提とするが、個人データ保護に特有の侵害構造——少額多数被害——に対応するためには、集団的救済の仕組みが不可欠である。消費者裁判手続特例法は、2022年改正により一定の慰謝料を共通義務確認訴訟の対象に加えた（3条2項6号。算定の基礎の共通性を前提に、財産的請求と共通する事実上の原因に基づく併合請求または事業者の故意を要する）。もっとも、過失による漏えいや、損害額が個別事情に依存して画一的に算定しえない類型は十分にカバーされず、個人データ保護に特化した集団的救済制度の立法的整備が検討されるべきである⁷⁶⁾。

(8) 小 括

以上の検討を通じて、関係的法律関係の構成が日本法の具体的規定に即して展開されうることを確認した。「目的拘束」は、データの取扱いが行われる文脈を画定し、合理的期待の基準を設定する。「管理者等の義務」は、その文脈内における取扱いの適正性を継続的に確保する。同意は、関係的法律関係を開始し具体化する契機として再構成され、その効力は目的拘束と管理者等の義務による客観的枠組みのもとに置かれる。第三者提供の規律は、目的拘束の連鎖的貫徹として、取扱いが関係の外部に及ぶことに伴

う「存在のあり方」の毀損を防止する。「参加」は、個別的な権利行使を超えて、データの取扱いを規律する制度やリスク管理の枠組みの形成過程そのものにデータ主体が関与する回路を保障する。「救済」は、侵害行為に向けられる差止めと、侵害結果に向けられる状態の回復・再形成および金銭賠償という多元的構成をとる。これら４つの規範要素——目的拘束・管理者等の義務・参加・救済——は、それぞれ独立に機能するのではなく、同意や第三者提供の規律をも貫きつつ、相互に関連して関係的法律関係の全体を規律する構造をなしている。

この構成は、保護法益を、主体に帰属し排他的に支配される客体と捉える「帰属＋支配」モデルとは異なる規範的論理に立つ。近時の人格権論においては、差止請求権の根拠を客体に対する排他的支配に求める立場の限界が認識され、法益が人間にとって有する重要性に基づく保護の拡張が試みられている⁷⁷⁾。本稿の枠組みは、この志向と問題意識を共有しつつ、保護法益を「存在のあり方」——主体が他者との関係の中で自らの生を形成していく可能性にかかわる存在状態——と定式化し、それに対応する法律関係をデータ主体と管理者との間の客観的な規範枠組みとして構成する点で、自己情報に対する本人の排他的支配（コントロール権）を基軸とする人格権論とは一線を画している。

ここには、本稿が依拠する人間像の転換がかかわっている。排他的支配ないしコントロール権を基軸とする構成は、自己の情報を合理的に管理しうる自律的主体を前提とする。しかし、現代のデータ処理の現実には、この前提が十分に妥当しない場面を広範に生み出している。本稿がこれまで見てきたように、プロファイリングや自動化された意思決定のもとでは、人は、自己がいかに評価されるかを知らず、その条件の形成にも関与しえないまま、社会的な処遇を一方的に規定されうる。関係的法律関係の客観的枠組みは、このような状況に置かれた人間の「存在のあり方」を、本人のコントロール能力の有無にかかわらず保護するための規範的装置である。

この構想の具体化は、現行法の解釈論と立法論の双方に及ぶ。日本法が

培ってきた利用目的中心主義や本人請求権の枠組みは、関係的法律関係の理論によって否定されるのではなく、体系的に基礎づけ直され、その実質化の方向が明らかにされる。とりわけ、利用目的の特定(17条1項)を、本人が合理的に期待しうる取扱いの範囲を画する要件として読み、差止請求権の法的根拠を「存在のあり方」の法益性に求め、本人請求権(33条~35条)を関係的法律関係における救済手段として位置づけ直すことは、いずれも現行法の解釈として成り立ちうるものである。他方、データ保護影響評価の義務化、集団的救済制度の創設、同意撤回権の明文化は、立法的手当てを必要とし、関係的法律関係の理論はその方向づけの基盤を提供する。

4. 関係的法律関係の体系的な位置づけ

「関係的法律関係」の構想が理論的な説得力を持つためには、これを民法体系論の中にどのように位置づけることができるかを明らかにしておく必要がある。この構想は、一方で、客観法原理と主観的権利の連関や「人の法」論といった民法学の到達点を、個人データの保護という文脈において体系的に定式化したものであり、他方で、「帰属+支配」モデルでは捉えきれない個人データ固有の問題に対し、排他的支配とは異なる帰属様式を示して応答するものである。この、既存理論の定式化と新たな問題への応答という2つの側面を描き出すことが、本節の課題である。

(1) 客観法原理と主観的権利

関係的法律関係は、客観法原理と主観的権利の連関という基本問題に対しても、一定の見通しを提供する。ここでは、目的拘束・管理者等の義務が、当事者の合意にかかわらず適用される客観法的な秩序をなす。他方、データ主体が個別に行使しうる本人請求権や差止請求権は、その秩序からの逸脱を是正する救済手段として、主観的権利を具体化する。「参加」は、両者を媒介する法形式であり、データ主体がデータ取扱いの構造・設計の

形成過程に関与することを通じて、その利益を、取扱いを律する枠組みに反映させる機能を担う。

当事者の意思に還元されない客観的な規範が法律関係の内容を画定するという構造は、民法の他の領域にも見出される。不法行為法において注意義務の内容が客観的な行為基準によって定まる場面や、契約法において信義則が当事者の合意を超えた義務を導く場面は、これと共通する発想に基づくものである⁷⁸⁾。

（２）「人の法」論における関係的法律関係

本稿における「関係的法律関係」の構想は、近年の民法学において展開されつつある「人の法」論と密接に関連する。この議論の出発点となったのは、広中俊雄による体系構成論である。広中は、実質的意義における民法の内容を「財産に関する法」と「人に関する法」に区分し、人格権法を「人の法」の根幹に据え直すことを提唱した⁷⁹⁾。

この構想をさらに推し進めたのが、大村敦志である。大村は、不法行為法における保護法益の拡大を分析し、「人の法」の中心に「人格権・人格的利益」を据えてその内容を吟味すべきことを説くとともに、こうした議論のための「座」を日本民法学の中に創り出すことを課題として掲げた⁸⁰⁾。とりわけ、大村が、人と人との間にある差異（マイノリティの問題など）や私人間に伏在する権力関係・抑圧構造への配慮を人格的利益の重要な構成要素として挙げている点は、主体間の関係性、とりわけその非対称性を前提として保護の枠組みを構想する本稿の問題意識と通底する。

こうした議論を踏まえ、吉田克己は、「財の法」と「人の法」の双方に共通する基本構造として《主体—帰属関係—客体》の枠組みを提示し、両者を統合的に捉える理論的基盤を築いた⁸¹⁾。吉田の体系では、「財の法」と「人の法」の区分は客体に内在する価値の性質——財産的価値か人格的価値か——に基づくが、両者の「交錯」もまた重要な特徴として位置づけられている。本稿の主題である個人データの保護は、まさにこの交錯領域に位

置する。「関係的法律関係」と吉田の構想との理論的な異同については、次款で検討する。

(3) 「財の法」と「人の法」の交錯

前款で確認したとおり、吉田の体系では、「財の法」と「人の法」の双方が《主体—帰属関係—客体》という共通の基本構造のもとで把握される。この体系において注目すべきは、帰属関係の法的構成の多様性を基礎づける理論的視座が示されていることである。吉田は、帰属関係を、抽象的一般的な帰属関係と、それを具体的に表現する法的形態とに区別する二層構造において把握し、帰属関係を所有権と等置するという発想を相対化している⁸²⁾。森田宏樹もまた、財産権の帰属に関する一般理論の解明を志向し、帰属の主観面——権利が誰に帰属するかという面——を「帰属主体性」(titularité)の問題と位置づけることにより、帰属を「所有権」に一元化しない方向を打ち出している⁸³⁾。これらの議論は、帰属関係の法的構成が一樣ではなく、客体の性質に応じて多様な形態をとりうることを明らかにするものである。

このような帰属形態の多様性がとりわけ問われるのは、「財の法」と「人の法」が交錯する領域においてである。現代私法においては、財産的価値と人格的価値とが一つの客体に併存し、帰属関係のあり方が両者の比重によって規定される場面が広がっている⁸⁴⁾。これらの場面では、帰属の基本構造が排他的権利の形式を保ちつつ、人格的価値が処分の自由を制約する要素として作用するという構図がしばしば見られる。しかし、ツェヒが論じるように、排他権の創設にはつねに行為自由および競争自由との緊張が伴い、その正当化が求められるのであって、保護は必ずしも排他権の形をとる必要はなく、排他権よりも弱い諸形式による保護もまた正当に承認されうる⁸⁵⁾。個人データは、この交錯領域に位置する客体の中でも、人格的価値と財産的価値が分離不可能な形で結びつき、かつデータ主体と管理者等の間に構造的な非対称性が存在するという点で際立っており、こうした

性質が帰属関係の法的構成に対して独自の要請をもたらす。

以上の諸議論を踏まえるならば、帰属関係を支える規範的論理は排他的支配のみに限定される必要はなく、「関係」もまた帰属関係を構成する規範的論理たりうる。本稿が構想する「関係的法律関係」は、吉田が示した帰属形態の多様性を受けて、排他的支配とは異なる帰属様式を提示するものである⁸⁶⁾。その帰属様式においては、目的拘束・管理者等の義務・参加・救済は、帰属関係に対する外在的な制約ではなく、帰属関係そのものを構成する内在的な規範要素として位置づけられる。

V. 結 語

本稿の課題は、個人情報保護の私法的基礎を問うことにあった。日本法の実体規律と運用課題の分析、および比較法的検討を通じて明らかになったのは、排他的支配と自己決定に依拠する従来の法的構成では、個人データの規律を十分に捉えきれないということであった。かかる認識から、本稿では、個人データをめぐる保護法益を「存在のあり方」と再構成したうえで、その保護法益に対応する法律関係として「関係的法律関係」を構想した。目的拘束・管理者等の義務・参加・救済という４つの規範要素を日本法の規定に即して具体化し、近年の民法学において展開されつつある「人の法」論および帰属形態の多様性をめぐる議論との接続を通じて、その体系的な位置づけを試みた。

近代民法の権利体系は、他者から独立し、合理的に行動する理性的主体という人間像と、人と物、主体と客体とを峻別する二分法の上に構築されてきた。個人データに対する権利を排他的支配として構成する従来の試みも——憲法学における自己情報コントロール権説であれ、私法学における人格権説や財産権説であれ——この前提の上に立つ。本稿が「存在のあり方」を保護法益として定立し、「関係的法律関係」を構想したことは、この前提との間に緊張関係を生む。主体を「関係の中で生きる存在」と捉え直

し、保護の対象を、主体から切り離された客体ではなく、主体が他者との
かかわりの中でどのように存在しているかという様態そのものに見出すか
らである。

もとより本稿は、近代民法の前提となってきた人間像や主客二分法を、民
法体系一般において全面的に否定しようとするものではない。近代民法が
前提とする人間像は、人を自由な経済活動の担い手と捉えることで近代社
会を支え、主客二分法は、人を客体として扱うことを排して、すべての人
を平等な権利主体として承認することを可能にした。そのことは、正当に
評価されなければならない。問われるべきは、これらの前提そのものでは
なく、その射程である。個人データの規律という具体的領域において、近
代民法の前提をそのまま維持しうるのは、それとも、その外部に、「支配」
とは異なる「関係」という規範的論理を見出す必要があるのか。本稿の検
討が示したのは、後者の可能性である。

この問いは、本稿が扱った個人データの領域にとどまるものではない。主
体の「存在のあり方」にかかわる他の問題領域においても、同様の問いが
提起されうる。帰属関係を排他的支配ではなく「関係」の論理によって構
成することの理論的な含意は、今後さらに検討されるべき課題として残さ
れている。「関係的法律関係」という構想が、個人データをめぐる法律関係
の把握にあたって、「帰属＋支配」とは異なる規律原理の可能性を示しえた
とすれば、それは今後の議論における一つの出発点として、一定の意義を
有するものと考えてる。

- 1) 拙稿「人格権法の救済構造——価値の填補から状態の保護へ」立命館法学423=424合併
号(2026年)515頁参照。本稿のいう「存在のあり方」は、同稿が人格的利益の本質として
把握した主体の「存在様式」を、個人データの保護法益に即して承けたものである。
- 2) 自己情報コントロール権説を早くから相対化し、プライバシーの保護法益を「他者によ
る評価の対象になることのない生活状況または人間関係が確保されている状態」と記述的
に再定義した先駆的文献として、阪本昌成『プライバシー権論』(日本評論社、1986年)
3-12頁も参照。

- 3) 音無知展『プライバシー権の再構成——自己情報コントロール権から適正な自己情報の取扱いを受ける権利へ』（有斐閣、2021年）204-206頁。なお、本段落以下３段落に記載された頁数は、本書のものである。
- 4) 音無は、同意を「各選択肢の価値評価の間に偏りのある（勧める選択肢と勧めない選択肢を示す）選択権」と定式化する。これは、同意するか否かの選択肢が規範的に対等ではなく、客観的に適正な取扱いへの同意がいわば「勧められる側」の選択肢として配置されていることを意味する。自己情報コントロール権説が同意を本人の自律的意思の発現として対等な選択肢の間の自己決定と捉えるのに対し、音無の理解では、同意は「純粋な」選択権ではなく、客観的適正性の判断を補完する限定的な機能を担うにとどまる。
- 5) 曾我部真裕「自己情報コントロールは基本権か？」憲法研究３号（2018年）71-78頁。
- 6) 曾我部真裕「憲法上のプライバシー権の構造を考える」情報法制レポート５号（2024年）20頁、22-23頁参照。
- 7) 曾我部真裕『『自己像の同一性に対する権利』について』法学論叢167巻６号（2010年）1-27頁（同『反論権と表現の自由』〔有斐閣、2013年〕201-229頁に所収）参照。
- 8) 山本龍彦「自己情報コントロール権について」憲法研究４号（2019年）43-59頁。データ駆動型社会における自己情報コントロール権を「先達の描いた夢物語」と見るのではなく「かような社会だからこそ必要な導きの光」として捉え、その維持・拡充を明示的に主張する（引用部分は43頁）。
- 9) プライバシー権論における「情報論的転回」については、山本龍彦『プライバシーの権利を考える』（信山社、2017年）7-11頁参照。第２期プライバシー権論の嚆矢である佐藤幸治「プライバシーの権利（その公法的側面）の憲法論的考察」同『現代国家と人権』（有斐閣、2008年）259-423頁（とくに272-273頁）は、フリードの議論に依拠し、「愛・友情・信頼関係」にとって不可欠なセンシティブ情報のコントロールにプライバシーの意義を見出したうえで、その保護法益を「人間の尊厳」に求めた。
- 10) 山本・前掲注（８）45-47頁および同・前掲注（９）23-24頁、31-46頁。プライバシーの根拠の多様性を強調する見解として、長谷部恭男「絆としてのプライバシー」同『憲法の論理』（有斐閣、2017年）121頁、身体の自由との運動については、山本龍彦「『身体の自由』のゆくえ」法律時報90巻12号（2018年）38-44頁参照。
- 11) 最判平成20年３月６日民集62巻３号665頁（住基ネット判決）。同判決が、目的拘束、システムの安全性、漏えい統制、監視機関の有無等の構造的指標を審査した点を「構造審査」と呼ぶものとして、山本龍彦「批判」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ〔第８版〕』（有斐閣、2024年）36頁参照。
- 12) 山本・前掲注（８）52-59頁。決定環境改善の具体策として、AI等を用いた個別化された説明や、情報信託機能の制度化による「選択的信託モデル」を提示する。
- 13) 高木浩光「個人情報保護から個人データ保護へ（６）——法目的に基づく制度見直しの検討」情報法制研究12号（2022年）49-83頁（とくに71-75頁）参照。
- 14) これらとは異なるアプローチとして、プライバシーポリシーへの「同意」を契約と捉える立場がある（丸山絵美子「プライバシーポリシーに対する契約アプローチの意義と限界」法学研究96巻８号（2023年）44-70頁）。
- 15) 米村滋人「個人情報の取得・第三者提供に関する『同意』の私法的性質」廣瀬久和先生

- 古稀記念『人間の尊厳と法の役割——民法・消費者法を超えて』（信山社、2018年）321-338頁。なお、本段落以下3段落に記載された頁数は、同稿のものである。
- 16) 齊藤邦史「信託義務としてのプライバシー保護」情報通信学会誌36巻2号（2018年）127-138頁、同「プライバシーにおける『自律』と『信頼』」情報通信政策研究3巻1号（2019年）Ⅱ-1頁以下。同稿は、自己情報コントロール権説に対する民法学からの批判として、水野謙「プライバシーの意義——『情報』をめぐる法的な利益の分布図」NBL936号（2010年）31頁・39頁、山野目章夫「私法とプライバシー」田島泰彦ほか編著『表現の自由とプライバシー』（日本評論社、2006年）34-35頁、村上康二郎『現代情報社会におけるプライバシー・個人情報の保護』（日本評論社、2017年）40-46頁を挙げる。
 - 17) 齊藤邦史『プライバシーと氏名・肖像の法的保護』（日本評論社、2023年）82-87頁、118-148頁。
 - 18) 齊藤邦史「個人情報保護法における本人関与規定の民事的効力」法律時報85巻2号（2013年）90-98頁、とくに97頁。
 - 19) 最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁。
 - 20) 齊藤邦史「プライバシーの私法的保護」法律時報97巻4号（2025年）6-13頁、とくに12頁。
 - 21) 齊藤・前掲注（20）13頁。
 - 22) 川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店、1949年）6-8頁。川島は、サヴィニー、ヴィントシャイト、ヴォルフらの定式に見られる所有権の実用法学上の概念規定を整理したうえで、このような概念規定を超えて、所有権の現実的な存在をその歴史的型態において把握する必要を説く。所有権概念の二系統（支配権能説と固有的帰属関係説）の整理として、尾崎一郎「所有権概念の社会的機能——包摂と暴走」法律時報91巻2号（2019年）83頁以下、松尾弘「所有権とは何か——開発のための諸刃の剣」法学セミナー725号（2015年）14頁以下も参照。川島の所有権論の学説史的位置づけについては、吉田邦彦『民法解釈と揺れ動く所有論』（有斐閣、2000年）520-533頁を参照。
 - 23) 川島・前掲注（22）12頁。
 - 24) 川島・前掲注（22）12-13頁、94-110頁。
 - 25) 川島・前掲注（22）25-30頁。これら3つのカテゴリー——とくにその起点としての私的所有権——は、本来、商品交換の規範関係を構成するものであり、「全法体系の普遍的且つ抽象的な端初的型態となる」とされる（30頁）。
 - 26) F. Masson, «Quel “modèle propriétaire” pour les données personnelles ?», RTD civ. 2022, p. 777, n^{os} 13-16.
 - 27) 拙稿・前掲注（1）493-517頁。
 - 28) 法が前提とする人間像の問い直しについては、星野英一「私法における人間——民法財産法を中心として」芦部信喜ほか編『岩波講座 基本法学 1 人』（岩波書店、1983年）125-175頁参照。
 - 29) 山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018年）299頁は、人格権が所有権や債権と決定的に異なる点として、「その主体である人と不可分である」ことを指摘する〔山野目章夫執筆部分〕。
 - 30) 吉田克己「近代から現代へ——民法における『人間像』の転換」法学セミナー529号（1999年）34-39頁参照。石川健治ほか「〈座談会〉法は人間をどう捉えているか——法における

人間像を語る」法律時報80巻1号（2008年）4-32頁も、各法分野において伝統的な自律的
人間像が維持されているのか、それに代わる新たな人間像が現れているのかを問う（後藤
巻則発言、同4-5頁）。

- 31) 大村敦志「民法における人間像の更新」同『民法のかたちを描く——民法学の法理論』（東京大学出版会、2020年）232頁。また、白石友行「不法行為法と人の法——多様性と共通性という視点から」新美育文ほか編『不法行為法研究④』（成文堂、2023年）153頁以下は、他者とかかわりを持つ存在としての人の共通性に着目して不法行為法上の人の捉え方を検討する。同「不法行為法と人の法——実体と属性という視点から」千葉大学法学論集38巻3号（2024年）1頁以下も参照。
- 32) 吉田克己『物権法Ⅲ』（信山社、2023年）1734-1735頁。
- 33) この構成は、川島の分析に即して論じた「私的モメントと社会的モメントの分界」（第2節(1)参照）の克服を含意する。「帰属＋支配」モデルのもとでは法律関係の外部に置かれていた社会的モメント——データの取扱いが主体の社会関係に及ぼす影響——を、目的拘束・管理者等の義務・参加・救済という4つの規範要素を通じて、法律関係の内在的構成要素として取り込むことが、その理論的核心である。Masson, art. préc. (note 26), n^{os} 24-28も参照。
- 34) L. Duguit, *Les transformations générales du droit privé depuis le Code Napoléon*, 2^e éd., Paris, F. Alcan, 1920, p. 158. デュギーについては、高橋和之「レオン・デュギー——人と業績」同『現代憲法理論の源流』（有斐閣、1986年）293-297頁〔初出、1974年〕、民法学からは、大村敦志『学術としての民法Ⅰ 20世紀フランス民法学から』（東京大学出版会、2009年）45-47頁参照。所有権概念の社会的機能については、尾崎・前掲注（22）83頁以下も参照。
- 35) B. Grimonprez, «La fonction environnementale de la propriété», *RTD civ.* 2015, p. 539, spéc. p. 541. グリモンプレは、デュギーの社会的機能論（Duguit, op. cit. (note 34)）を明示的に援用したうえで、「この社会的機能は、とりわけ不動産においては環境的機能となる」と論じる。デュギーの社会的機能論の現代的再読として、Th. Boccon-Gibod, C. Guibet Lafaye et S. Vanuxem, «Duguit, et après ? Droit, propriété et rapports sociaux», *RIDE*, 2014/3, pp. 285-300も参照。
- 36) J. W. Singer, *The Reliance Interest in Property*, Stanford Law Review, Vol. 40, 1988, pp. 611-751, at pp. 652-659. シンガーの「社会関係アプローチ」は、マクファーソンの「所有的個人主義」批判を出発点とする。本稿第2節(1)で引用したマソンの「所有的個人主義」批判（Masson, art. préc. (note 26), n^{os} 13-16）は、シンガーと問題意識を共有する。
- 37) Singer, op. cit. (note 36), pp. 653-657. 同論文はまた、ロベルト・ウンガーの議論を援用し、義務が「相互依存の関係から発生する」第三のカテゴリーの存在を論じている。
- 38) G. S. Alexander, *The Social-Obligation Norm in American Property Law*, Cornell Law Review, Vol. 94, 2009, pp. 745-819, at pp. 749-750, 758-773. アレクサンダーは、セン・スバウムのケイパビリティ・アプローチに依拠し、所有権を正当化する要因（人間の繁栄の促進）がそのまま所有権の限界を画定すると論じる。Id., *Property's Ends: The Publicness of Private Law Values*, Iowa Law Review, Vol. 99, 2014, p. 1257も参照。
- 39) もとより、これらの理論的潮流の間には重大な差異がある。デュギーは主観的権利の概念そのものを否定するが、本稿はそのような立場をとらない。シンガーとアレクサンダー

はアメリカ法のコモンローの文脈で議論しており、大陸法の体系的構成とは方法論を異にする。なお、「関係」を規範的基盤とする理論的潮流としては、ネデルスキの関係的法理論、マクニールの関係的契約理論（日本では内田貴『契約の再生』〔弘文堂、1990年〕による展開がある）、およびマゾーらの連帯主義契約論（D. Mazeaud, «Loyauté, solidarité, fraternité : la nouvelle devise contractuelle ?», in *Mélanges Terré*, PUF, 1999, p. 603）も重要である。

- 40) Masson, art. préc. (note 26), n^{os} 27-28. マソンは、利用領域 (domaine utile) の範囲が目的拘束原則によって画定されるとし (n^o 27)、「個人データについては、本人もこれを利用する者も所有者ではない」と論じる (n^o 28)。
- 41) GDPR6条1項(f)は、管理者等の正当な利益に基づく処理を、データ主体の利益・権利・自由との衡量のもとで許容する。前文47項は、この衡量において「データ主体と管理者との関係に基づくデータ主体の合理的な期待 (reasonable expectations)」を考慮すべきものとする。
- 42) 斉藤・前掲注(20)12-13頁参照。
- 43) 林紘一郎『「個人データ保護」の法益と方法の再検討——実体論から関係論へ』情報通信学会誌31巻2号(2013年)77-92頁。同『情報法のリーガル・マインド』(勁草書房、2017年)131頁以下も参照。林は、プライバシーを権利の客体として実体的に把握するアメリカ法の発想に対し、英国法の breach of confidence の法理に着目し、当事者間の信頼関係の維持を基軸とする関係論的構成を提唱する。さらに林は、この関係論の制度的基礎として英米法の信託関係 (fiduciary relation) にも論及する (同「情報人格権と財産権、主体と客体の関係性」情報セキュリティ総合科学7号〔2015年〕1-40頁、とくに第10節〔35頁以下〕参照)。
- 44) 村上康二郎「プライバシー権に関する信託義務説と多元的根拠論」情報ネットワーク・ローレビュー21巻(2022年)28-47頁。村上は、プライバシー権の根拠を、①個人的根拠(人格的価値、財産的価値)、②関係の根拠(合理的な信頼・期待の保護、弱者保護)、③社会的根拠(民主主義的価値、政府権限抑制的価値、反全体主義的価値など)の3つに整理する。
- 45) 米村滋人「医療情報利用の法的課題・序論——特集にあたって」論究ジュリスト24号(2018年)106-107頁。米村は、個情法等の規制を信託のアナロジーで分析し、本人以外の者が監視機能を担うガバナンス形態(他益信託、受益者不特定の信託、信託管理人による権限行使等)が採用されていないことを批判する。この問題が個情法等一般に及ぶ点につき、同稿Vも参照。
- 46) 斉藤・前掲注(20)11-13頁は、江沢民最判(情報の適切な管理・開示)と輸血拒否事件最判(説明義務・自己決定)を対比し、不法行為的アプローチと契約法的アプローチに共通する基盤として、非対称な法律関係の解釈が「保護すべき劣位者の具体的な人間像の実態によって主に基礎づけられる」ことを指摘する。この指摘は、義務の基礎を個別の信託関係ではなく保護法益の性質に求める本稿の構成と整合する。
- 47) 当事者の合意に還元しえない義務が契約関係の内在的構成要素となりうることは、関係的契約理論においても論じられている。石川博康「関係的契約と信義誠実義務」石川博康＝加毛明編『契約法の基層と革新』(東京大学出版会、2024年)63頁以下、とくに82-84頁

参照。

- 48) 丸山・前掲注（14）49頁は、包括的な第三者提供への形式的同意がある場合でも、私法上は合理的な範囲の同意にとどまるとする。もっとも、契約規制による個人情報保護の実効性には限界があることも指摘されている（同45頁）。
- 49) 村山淳子「プライバシーと同意——同意の法的意味を考える」法律時報97巻4号（2025年）43-50頁。同意の法的意味を、プライバシーの歴史的変遷に対応させて、被害者の承諾（第1期）、人格的自律の本質的要素としての同意（第2期）、情報の適正な取扱いの構造の一要素としての同意（第3期）の3つに整理する。本稿の関係的法律関係論は、第3期の問題意識の延長線上に位置する。
- 50) 米村・前掲注（15）338頁。
- 51) 米村・前掲注（15）333頁注11。虚偽説明があっても同意の有効性が害されない可能性があることを「個人情報保護規制の文脈では極めて問題」とし、虚偽説明の場合の無効規定の整備、消費者保護の観点からの事前説明義務の必要性を指摘する。GDPRが同意取得時の適正な説明を同意の有効要件として要求している点も参照。この指摘は、(3)で論じた管理者等の説明義務と関連する。
- 52) 米村・前掲注（15）327-328頁。潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』（信山社、2009年）202頁参照。
- 53) 齊藤・前掲注（20）11-13頁。「情報の適切な管理についての合理的な期待」を、定型的な期待と個別的なコミュニケーションに基づく期待の2つに区分し、信義則による保護の対象とする。同論文はまた、この構成のもとで、合理的期待の射程が第三者への開示を伴わない内部的な目的外利用にまで及びうることを論じており、本稿の目的拘束論と実質的に接近する。両者の理論的基盤の差異については後述する。
- 54) 丸山・前掲注（14）44-70頁、とくに45頁。消費者契約法による内容規制の射程には限界があり、「民法・消費者契約法が、契約規制の側面から、個人情報保護に果たすことのできる役割は、理論的に法適用の可能性があるとしても、実践的・実効的意義は大きいものとはならない」と結論づける。
- 55) 村山・前掲注（49）47-49頁。村山は、被害者の承諾が法益侵害結果への同意であり行為者に法益主体と同様の地位を与えるのに対し、危険の引受けは当該行為に固有に内在する回避不能なリスクの現実化を受容したにとどまり、それ以外の結果発生については過失の有無が別途問われるとして、両概念を峻別する。そのうえで、個情法上の同意は「危険の引受け」に近い性格を帯びるとする。
- 56) 音無・前掲注（3）213-215頁。音無によれば、同意は「純粋な選択権ではなく、各選択肢の価値評価の間に偏りのある……選択権」であり、客観的適正性の判断を補完する限定的な機能を担うにとどまる。
- 57) さしあたり、次のような具体的帰結が想定される。第1に、瑕疵ある同意に基づく取扱いの期間中も、管理者は関係的法律関係の客観的規範（目的拘束、安全管理措置等）に服する。したがって、同意の瑕疵が判明した場合の処理は、権利の遡及的消滅と原状回復ではなく、客観的規範に服する関係が存続していたことを前提に、瑕疵の態様に応じて行われる。第2に、「帰属＋支配」モデルにおける取消し・無効がオール・オア・ナッシングの效果をもたらすのに対し、関係的法律関係の瑕疵として構成すれば、瑕疵の治癒（適正な

説明を改めて行ったうえでの同意の再取得)や関係の内容の修正(利用目的の限定等)といった段階的な是正が理論上可能となる。第3に、管理者が説明義務を怠って同意を取得した場合、詐欺(96条)の要件としての欺罔の故意が認められなくても、同意の質的要件(GDPRの前文42項が具体化しているような適正な説明の要件)を満たさないこと自体が瑕疵を構成しうる。

- 58) 関口朋宏「実務問答 個人情報保護法 第15回 同意に関する諸問題(同意の取得方法・黙示の同意・同意の撤回)」NBL1280号(2024年)62-67頁(とくに66-67頁)は、個情法上、同意の撤回について明文の規定がなく、利用停止等請求権(35条)の発生事由にも同意の撤回が挙げられていないことを指摘する。
- 59) GDPRは、人種・民族的出自、政治的見解、宗教的・哲学的信条、労働組合への加入、遺伝データ、個人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ、性生活・性的指向に関するデータを「特別カテゴリーの個人データ」として、原則としてその処理を禁止し(9条1項)、例外的に処理が許容される場合にも加重された要件を課している(同条2項)。ゲノムデータの取扱いについては、米村滋人「ゲノムデータの法規制に関する現状と課題」ジュリスト1559号(2021年)40-41頁が、同意に関する3つの構造的問題を指摘する。第1に、未成年者や精神障害者等の同意無能力者に関する規定が個情法に存在しないこと。第2に、非専門家が十分に理解して同意することが困難な領域において本人同意のみを規制解除要件とすることの不適正さ。第3に、バイオバンク等における適正な同意取得・情報利用ガバナンスのあり方が検討課題であること。これらの問題は、本文中で論じた同意のみに依存する保護の不十分さを、ゲノムデータという具体的場面に即して示すものである。
- 60) Masson, art. préc. (note 26), n^{os} 24-25 et 27. マソンは、上位領域の階層的優越を、「データ主体の利益が体系的に優先される」ことではなく、データ主体がいかなる利用領域の保持者に対しても自己の権利を行使しようという構造的性質として把握する。
- 61) Masson, art. préc. (note 26), n^o 27.
- 62) オプトアウト規制の累次の厳格化(届出制の導入、要配慮個人情報除外等)は、この構造的欠陥への部分的な対応として評価されるが、なお根本的な解決には至っていない(II章3節(3)参照)。
- 63) 山本龍彦「『完全自動意思決定』のガバナンス——行為統制型規律からガバナンス統制型規律へ?」情報通信政策研究3巻1号(2019年)25-45頁。山本は、GDPR22条(完全自動意思決定に服しない権利)および13条~15条(説明を受ける権利)について、権利の内実の法的不確定性と権利侵害行為の同定困難性を指摘し、これらの問題を克服するためにGDPRがデータ保護影響評価(DPIA)、行動規範の策定、認証制度などのガバナンス体制の構築を管理者に要求していると分析する。山本はさらに、この重点の移行が、雇用差別法における構造的アプローチ(Susan Sturm, *Second Generation Employment Discrimination: A Structural Approach*, Columbia Law Review, Vol. 101, 2001, p. 458)や情報プライバシー法における「構造論的転回」(Neil M. Richards, *The Information Privacy Law Project*, Georgetown Law Journal, Vol. 94, 2006, p. 1087)と同型の展開であることを指摘する。本稿の「参加」は、このガバナンス統制型規律をデータ主体の側から捉え返し、関係的法律関係の内在的構成要素として体系化するものである。

- 64) 「適切な場合には」という限定があり、無条件の義務ではないが、高リスクの処理についてデータ主体の見解を聴取する制度的回路を設けたものとして意義がある。なお、各国法には、データ処理の導入そのものに対するより強い集团的関与を制度化した例もある（従業員の監視を目的とする技術的設備の導入につき事業所委員会の共同決定権を定めるドイツの事業所組織法87条１項６号等）。
- 65) 拙稿・前掲注（１）497頁、513頁参照。なお、本文の区別の着想につき、次注も参照。
- 66) 差止めが損害の発生をその要件とせず、違法行為そのものに向けられる点につき、吉田・前掲注（32）1563-1564頁参照。差止請求権（物権的請求権を含む）と不法行為損害賠償請求権とを、その機能・発生要件・効果の点で峻別する理解を体系的に基礎づけたものとして、根本尚徳『差止請求権の理論』（有斐閣、2011年）392-393頁参照。本稿が救済を、侵害行為に向けられるものと侵害結果に向けられるものとに区別するのは、この峻別、および将来指向型・過去回顧型の対比から示唆を得たものである。
- 67) 救済構造論稿では、金銭的救済を、状態そのものに働きかける非金銭的救済（状態の回復・再形成）に対して「補完的」なものと位置づけた（497頁、503頁、508-509頁）。この補完性は、救済手段としての金銭の重要度が低いことや、本人がまず回復・再形成を選択すべきことを意味するものではない。それは、毀損された「存在のあり方」を護るという目的に照らし、状態に直接働きかけてこれを取り戻し、または形成し直す救済を第一義的とし、状態に直接作用しえない救済がこれを補うという、作用の直接性に着目した序列にすぎない。したがって、序列を分けるのは金銭か否かという手段ではなく、状態への作用の直接性という機能である。金銭給付であっても、治療費のように状態の回復そのものに作用する場面では、それは第一義的な救済として位置づけられる。
- 68) 救済構造論稿では、人格権法の救済を金銭的救済（状態毀損の法的清算）と非金銭的救済（状態の回復・再形成）とに整理し、差止めを後者の一態様とした。本稿は、この「状態の保護」という枠組みを承継しつつ、差止めについては、毀損された状態の除去ではなく侵害行為そのものの停止・予防に向けられる点を重視し、状態の回復・再形成から区別して独立の局面として位置づけ直す。
- 69) この見解（違法侵害説）を体系的に展開したものととして、根本・前掲注（66）（とくに第４章）参照。被侵害利益の要保護性に応じて差止めの成否を判断するという点については、吉田・前掲注（32）1738-1739頁も参照。先行する代表的論者として、沢井裕『公害差止の法理』（日本評論社、1976年）、原島重義『市民法の理論』（創文社、2011年）所収の諸論文がある。
- 70) 学説には、身体的人格権と精神的人格権とを区別する立場があるが（吉田・前掲注（32）参照）、本稿はこの区分を前提とせず、生命・身体を「存在のあり方」の核として位置づける。したがって、生命・身体への侵害も、別個の法益類型に対するものとしてではなく、主体の存在様式の根幹に対する毀損として把握される。生命・身体に直結するデータ取扱いの典型は、医療・健康分野である。誤った既往歴・アレルギー・投薬情報・血液型等が記録・共有され、それに基づいて医療行為がなされれば、診断や治療の誤りを通じて生命・身体への侵害に直結する。身体そのものにかかわるゲノム・遺伝情報の不適正な取扱い（誤った遺伝的リスク評価に基づく医療判断等）も同様である。また、DV・ストーカー被害者や保護対象者の所在情報が漏えいして加害者に渡る場面も、生命・身体への現実の危

険を生じさせる。

- 71) プライバシーの核心部分と外延部分の区別につき、吉田・前掲注 (32) 1742-1744頁参照。
あわせて、齊藤・前掲注 (16) (「自律」と「信頼」) 133-145頁の二系列論 (自律としての
プライバシーと信頼としてのプライバシー) も参照。
- 72) 齊藤・前掲注 (18) 90-98頁。
- 73) 齊藤邦史「プライバシー侵害の差止めと憲法・民法・個人情報保護法」情報法制研究15
号 (2024年) 91頁参照。なお、GDPR の異議申立権 (21条 1 項) が、異議を受けた管理者
に処理の正当化根拠の提示を求めているのに対し、日本法では利用停止等の要件充足に関
する証明責任の配分が必ずしも明確でなく、その実効性については今後の展開を注視する
必要がある。
- 74) 権利／法律上保護される利益の区分を相対化する本稿の立場は、差止めの根拠を客体
に対する排他的支配ではなく法益の要保護性に求める吉田の議論が切り開いた方向を、損害
賠償の局面にまで推し進めるものである。もっとも、吉田自身は、権利によって保護され
る法益とそれ以外の法益との区別を堅持する二元説をとる (吉田・前掲注 (32) 1726頁以
下参照)。
- 75) 拙稿・前掲注 (1) 501-502頁。
- 76) ルブルトン・カロリーヌ「潜在的多数被害者の観点から見たフランスの個人情報保護制
度」法学志林120巻 4 号 (2023年) 94-102頁。
- 77) 根本・前掲注 (66) 392-393頁、吉田・前掲注 (32) 1563-1564頁、1734-1735頁参照。
- 78) この問題については、音無・前掲注 (3) 242-243頁も参照。なお、プライバシーの把握
の仕方に関して、長谷部・前掲注 (10) 113-115頁は、プライバシーを個人の意思に基づい
て結果を発生させる主観的権利としてではなく、ヴィレイの描く古典期ローマの法 (jus)
観念にならい、人と人をつなぐ客観的な絆として把握することが、その保護を支える共
通了解の役割を理解するうえで有益だとする。
- 79) 広中俊雄「成年後見制度の改革と民法の体系 (上) (下) ——旧民法人事編 = 『人の法』
の解体から一世紀を経て」ジュリスト1184号94-101頁、同1185号 (以上、2000年) 92-102
頁。同『民法綱要 第1巻 総論 (上)』(創文社、新版2006年) 98-101頁、115-117頁も参照。
なお、山野目章夫「『人の法』の観点の再整理」民法研究 4 号 (2004年) 1-29頁は、「人の
法」を財産法・家族法と相対的に独立した分野領域として構想し、その素材を体系的に整
理する。
- 80) 大村敦志「『人の法』から見た不法行為法の展開」大塚直ほか編『社会の発展と権利の創
造』(有斐閣、2012年) 321-347頁。大村・前掲注 (31) 232頁は、こうした議論のための
「座」の創出を「人の法」の課題とする。なお、藤岡康宏『民法講義 I 民法総論』(信山社、
2015年) 10頁以下・18頁以下は、人格権を民法構成上の観念として捉え、人格の主体とし
ての「人」を民法の最も重要な構成要素と見たうえで、「財産の法」と「人の法」の協力関
係を説く。
- 81) 吉田克己「『人の法』の構築——フランス民法学からの示唆」水林彪 = 吉田克己編『市民
社会と市民法』(日本評論社、2018年) 177-214頁。吉田克己『物権法 I』(信山社、2024
年) 7-16頁、とりわけ8-11頁 (媒体と実体の結合構造)、14-15頁 (帰属形態の多様性)。同
「財の多様化と民法学の課題——理論的考察の試み」NBL1030号 (2014年) 10頁以下も参

照。「財の法」と「人の法」の区分については同12-13頁、両者の「交錯」については同16頁。Katsumi Yoshida, *Comments on the Japan-Taiwan International Symposium on "The Intersection of Property Rights and Personality Rights"*, Ritsumeikan International Affairs, Vol. 21, 2026, pp. 49-67においても、「人の法」の法的構造が「財の法」と同様に《主体—帰属関係—客体》の図式において把握されることを確認している。同様の理解は、id., «L'objet du droit de la personnalité», in *Mélanges en l'honneur de Pierre Crocq*, LGDJ, 2026, pp. 377-390にも示されている。

- 82) 吉田・前掲注(81)「財の多様化と民法学の課題」14-15頁。同・前掲注(81)『物権法Ⅰ』10-11頁も参照。吉田は、この二層構造のもとで、帰属関係の多様性を所有権的な強い帰属から状況依存的な弱い帰属までのスペクトラムとして構想する（同89頁）。
- 83) 森田宏樹「財の無体化と財の法」NBL1030号（2014年）43頁、45頁。なお、森田37頁は、パブリシティ権において人格的価値が財産的帰属の対象となる「物化（réification）」の現象を分析しており、次段落で述べる「財の法」と「人の法」の交錯の一例として位置づけられる。
- 84) このような動向を理論的に把握する試みとして、吉田・前掲注(81)「財の多様化と民法学の課題」16頁以下がある。吉田は、愛着財における人格的価値の付加（同16-17頁）、パブリシティにおける人格権の財産的機能（同18-20頁）、ヒト由来物質における人格的価値と財産的価値の緊張（同20-21頁）等を分析し、これらを「財の法と人の法との交錯」として捉える。個人情報データベースについては、同・前掲注(81)『物権法Ⅰ』106-107頁が、その帰属を財産権と構成しつつ、本人の人格的価値が存続するために処分の自由が制約されるとする。身体をめぐる同様の問題構造については、吉田克己「身体の法的地位（一）（二・完）」民商法雑誌149巻1号1-32頁、同149巻2号（以上2013年）115-139頁も参照。
- 85) ヘルベルト・ツェヒ（水津太郎訳）「法的問題としての財の帰属」法律時報87巻9号（2015年）68-69頁。ツェヒは、排他権の正当化根拠として「人格権の根源」と「功利主義的な説明」の並存を指摘しており（同68頁）、排他権によらない保護の具体例として不法行為法の一般条項を挙げる。
- 86) もっとも、本稿のこの構想は、個人データの保護という特定の文脈における帰属関係の法的構成の提示にとどまる。排他的支配と「関係」のいずれかが帰属を支える規範的論理として適切であるかは、客体の性質に応じて個別に判断されるべき問題であり、帰属形態の多様性に関する一般理論の構築は、今後の課題として残されている。